

鴻巣市 緑の基本計画

花かおり

緑あふれ

人輝くまち

こうのす



平成 21 年 3 月 策定

平成 29 年 3 月 改訂

鴻 巣 市



鴻巣市 緑の基本計画

平成21年3月 策定

平成29年3月 改訂

鴻 巣 市

はじめに

鴻巣市は、荒川や元荒川などの河川、一面に広がる田園風景、荒川河川敷に広がるポピー畑やコスモス畑など豊かな水と緑を有しています。市では、市民の皆さんにうるおいや安らぎ、憩いをもたらす緑地の適正な保全と緑化の推進を図るため、基本的な方針として「鴻巣市緑の基本計画」を平成21年3月に策定いたしました。



策定から8年が経過し、市民の皆さんのライフスタイルが変化する中で、「緑」への関心と期待はますます高まりを見せており、生物多様性の保全、地球温暖化やヒートアイランド現象の抑制、景観保全等、身近な「緑」の多様な機能の発揮が求められています。

このような背景の中、このたび、都市計画審議会における審議や市民の皆さんからの意見公募をいただき、「鴻巣市緑の基本計画」を改訂いたしました。

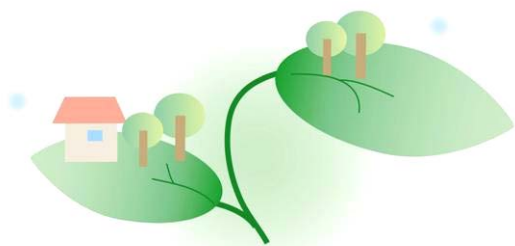
本改訂では、第2章の「緑の現況と課題」において、緑地総量等について最新のデータを入れ込むとともに、第3章の「計画の基本方針」において、生物多様性の保全に関する記述を追加しております。

鴻巣市は、将来都市像である“花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす”の実現を目指し、行政運営を行っております。その実現に向けて、今後も、市民の皆さん・事業者の皆さん・行政の協働のもと、「豊かな緑」の推進に努めてまいりますので、市民の皆さんのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の見直しにあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました都市計画審議会の皆さん、市民の皆さんに心から御礼申し上げます。

平成29年3月

鴻巣市長 原 口 和 久



<目 次>

●第1章 計画の概要

1. 計画の背景と主旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の目標年次	2
4. 緑地の体系	2
5. 緑の効果と機能	3

●第2章 緑の現況と課題

1. 鴻巣市の緑の概況	5
2. 緑の現況	11
3. 緑の課題	20

●第3章 計画の基本方針

1. 基本理念	21
2. 緑の将来像	22
3. 基本方針	25
4. 計画の目標水準	26
5. 緑地の配置方針	28

●第4章 基本的な施策

1. 施策の体系	39
2. 基本的な施策	40

●第5章 緑化重点地区

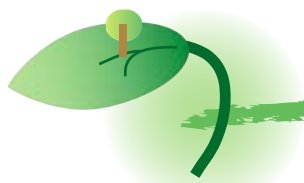
1. 緑化重点地区	51
2. 緑化重点地区別整備方針	54

●第6章 実現化の方針

1. 実現化に向けた推進体制の確立	71
2. 市民・事業者・行政の役割分担	72
3. 計画の推進に向けて	73

●用語集

本文中で“*”がついている語句は、巻末の用語集で解説しています。



第1章 計画の概要

1. 計画の背景と主旨

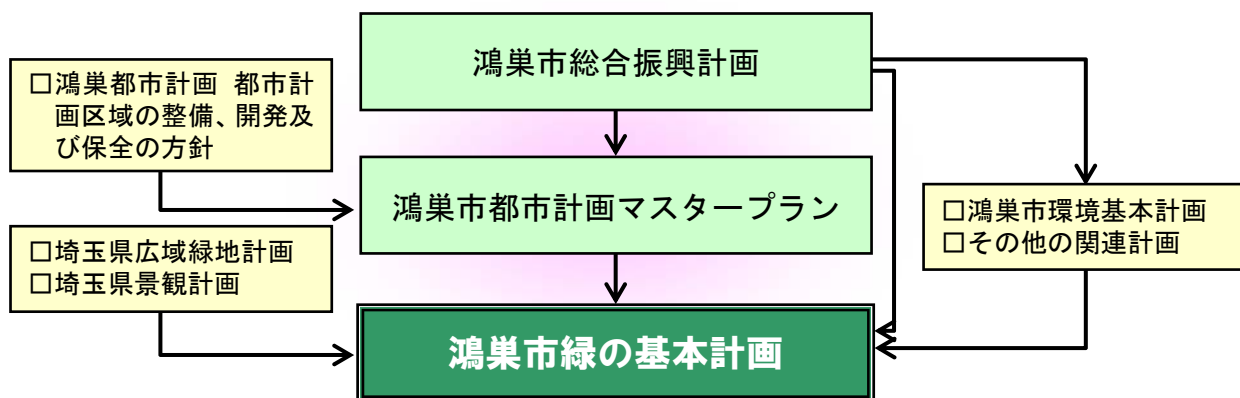
本市は、平成17年10月に、鴻巣市・北足立郡吹上町・北埼玉郡川里町の一市二町が合併して面積約67.44km²、人口約12万人の新しい鴻巣市として生まれ変わりました。

鴻巣市緑の基本計画では、市内の貴重な緑地を保全し、うるおいや安らぎ、憩いをもたらす公園や緑地の整備に向けた基本的な方針を定めます。また、平成16年6月の景観法の制定に合わせて、都市緑地保全法が都市緑地法として改正され、平成17年6月に施行されました。

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に基づいて、市町村がその都市計画区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、その目標や実現のための施策等を策定する「緑とオープンスペース*に関する総合的な計画」です。合併前には、各市町それぞれで緑の基本計画を策定していましたが、新しい鴻巣市として、市民とともに緑のまちづくりに取り組むための新たな緑の基本計画が必要です。

2. 計画の位置付け

本計画は、鴻巣市総合振興計画と鴻巣市都市計画マスタープランのもとに位置付けられ、埼玉県都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や鴻巣市環境基本計画等とも整合を図る計画です。



本計画は、平成19年度から計6回開催された「鴻巣市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定」に関する市民検討会での検討結果を踏まえて、策定を進めました。



3. 計画の目標年次

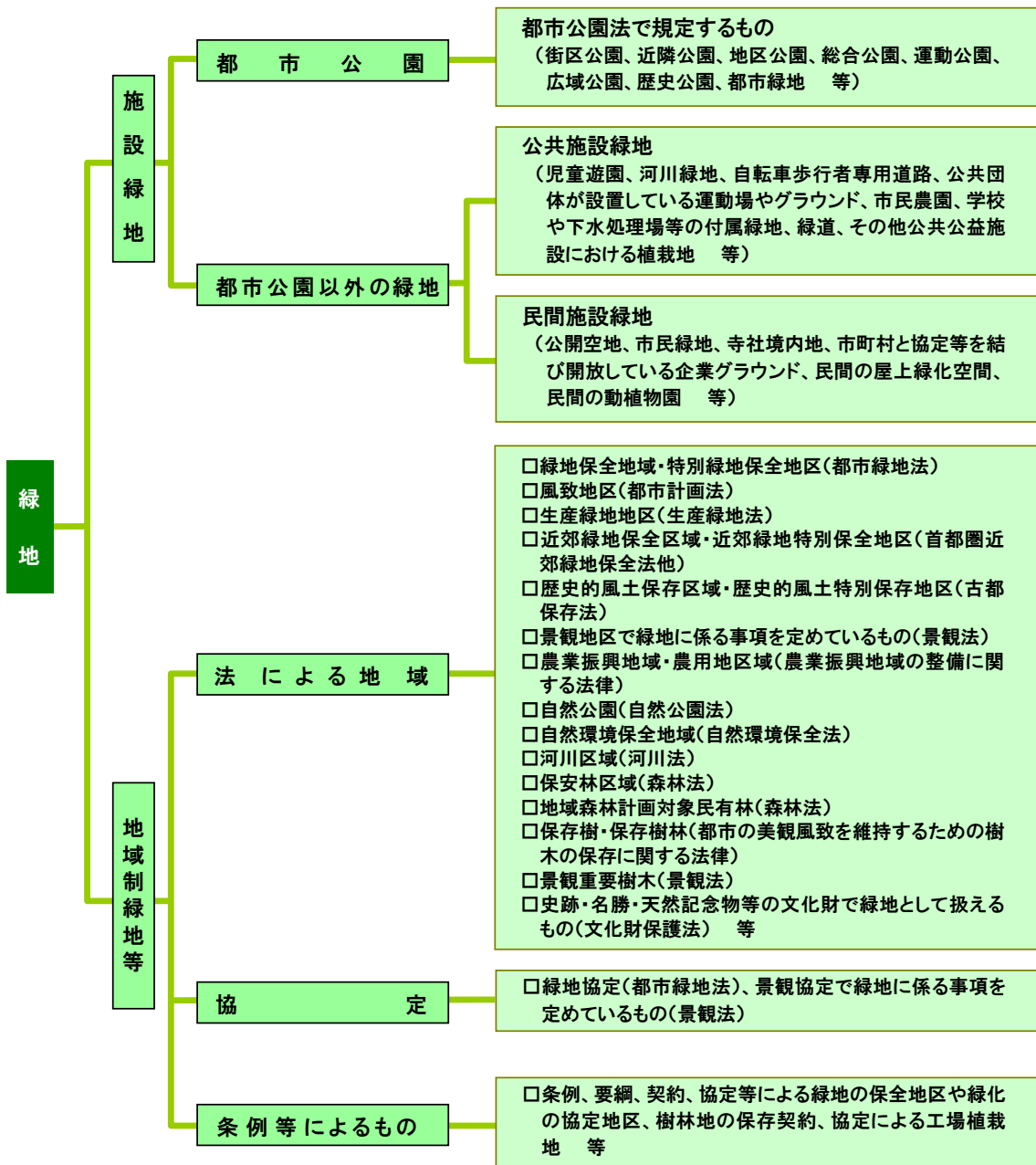
本計画の目標年次は平成37年(2025年)度とし、長期的な視点から計画を推進します。また、概ね5年ごとに点検し、必要に応じて計画を見直すこととします。

目標年次	平成37年度
------	--------

4. 緑地の体系

緑地とは、「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」(都市緑地法第3条)とされています。

本計画では、緑地を以下のように分類し、計画を進めます。





5. 緑の効果と機能

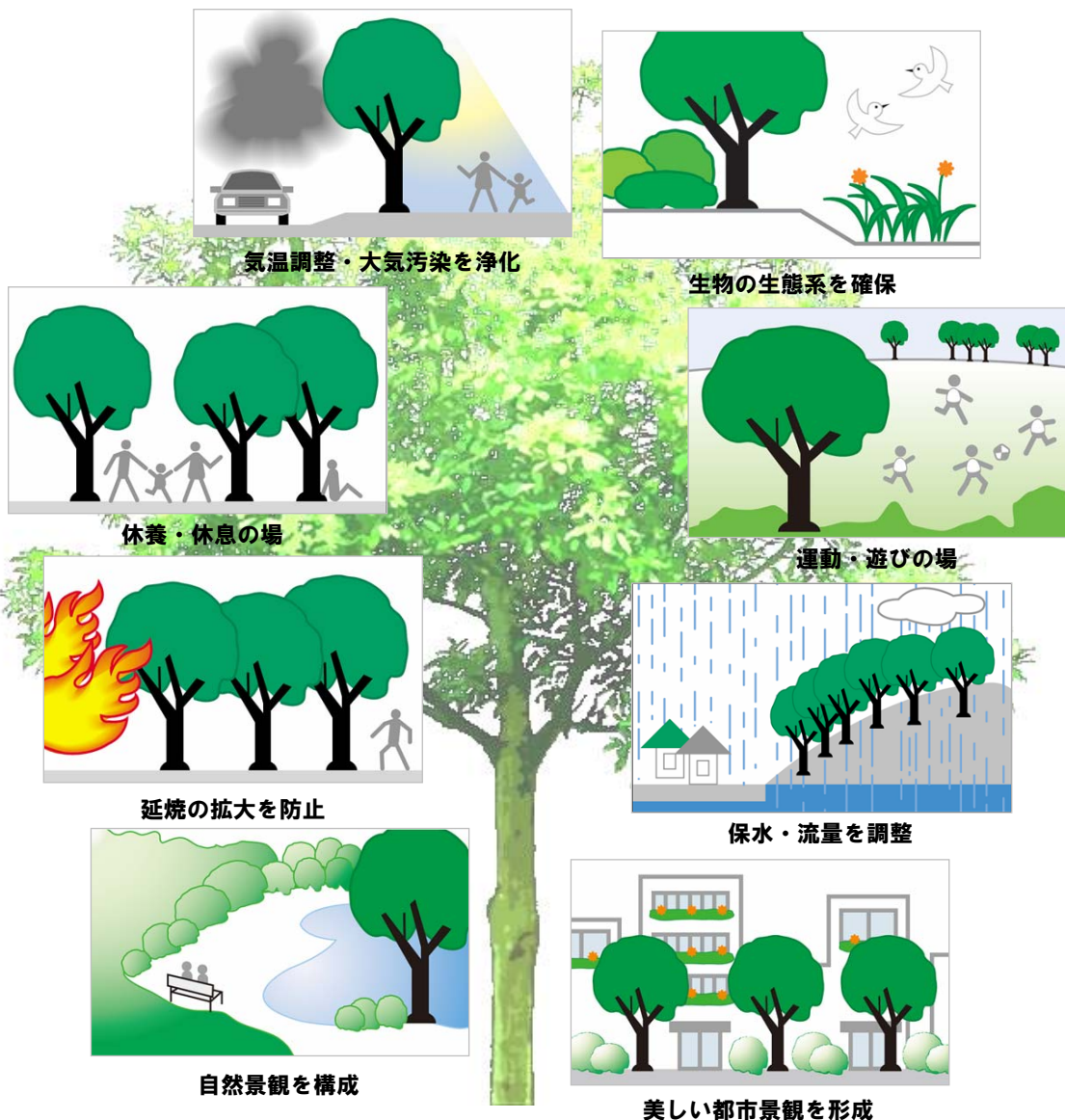
1) 緑の効果

緑は、快適で安全な市民生活を実現する上で必要不可欠なものです。しかし、近年、特に都市部の樹林地が減少する傾向があります。そのような状況は、ヒートアイランド現象*に代表される都市環境問題を深刻化させるなど、様々な弊害を顕在化させています。

一方、生活における価値観として「心の豊かさ」に重きをおく傾向が見られる^{注1)}など、人々が生活に豊かさを実感できる社会を実現していくことも課題とされています。

鴻巣市には、荒川・元荒川等の水辺や田園風景等豊かな自然も残されていますが、都市化が進行しており、市街地における身近な緑を守り育てることが重要となってきています。

都市の中で緑が果たす主な効果として、以下のようなものがあります。



注1) 例えば、国民生活に関する世論調査（内閣府）<http://www8.cao.go.jp/>など。



2) 緑の機能

緑の効果を踏まえ、快適でゆとりある生活環境を形成していくために、緑が持つ機能を最大限活かして、市内の良好な緑を保全し、緑の創出に関する施策をより総合的かつ計画的に推進する必要があります。本計画では、緑が持つ機能を以下のように整理します。

□人と自然が共生する環境を形成し保全する機能

- ・緑は、多様な生物が生息する上で必要不可欠なものであり、野生生物の生息地・生育地として生態系を構成する中心的な要素です。
- ・緑には、二酸化炭素を吸収し地域の気象の変化を和らげる効果や、大気の浄化、ヒートアイランド現象*や騒音・振動の緩和等、環境を保全する効果があります。
- ・緑には、人と自然がともに生きていく地域環境を形成し、守るという大きな役割が期待されています。

□多様化した余暇需要に対応するレクリエーションの場としての機能

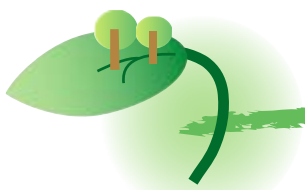
- ・市街地の公園や広場は、市民の遊びやスポーツの場、さらには交流や憩いの場として提供されています。
- ・樹林地や水辺は、市民の環境意識の高まりから自然とのふれあいや健康への関心・要求に対応して、自然とのふれあいの場として様々な形で利用されています。
- ・生産緑地*等は、市街地における緑地空間・営農の場となっています。

□都市の安全性を確保・向上する機能

- ・緑地空間は、災害発生時における市民の避難場所となる他、避難路の確保や火災の延焼遮断帯として、さらには水害やがけ崩れ等の防止等に一定の効果があることが認められています。
- ・ブロック塀の生垣化は、地震時の倒壊による被害の危険性を減らすことができるなど、市街地の安全性を高める上でも大きな役割が期待されています。

□鴻巣らしさのある景観を形成する機能

- ・河川や田園等が広がる空間、巨木や寺社林、屋敷林、草花など、鴻巣の風土を形成する緑は、美しく個性的な街並を形成する上で欠かせない存在です。
- ・緑は、四季折々の彩りの変化を都市にもたらすものであり、市民の生活にうるおいや安らぎを与える役割が期待されています。



第2章 緑の現況と課題

1. 鴻巣市の緑の概況

1) 鴻巣市の現況

① 位置

本市は、東京の50km圏に位置しており、起伏の少ない平坦な地形からなっています。市の南西部を荒川、中央部を元荒川、東部には野通川や見沼代用水が流れている他、武蔵水路等の水路網が形成されており、水利に恵まれた地域です。

江戸時代には中山道の宿場、鴻巣宿が置かれ、380年余の伝統を誇る「ひな人形のまち」として、また、近年では「花のまち」として全国に名が知られています。

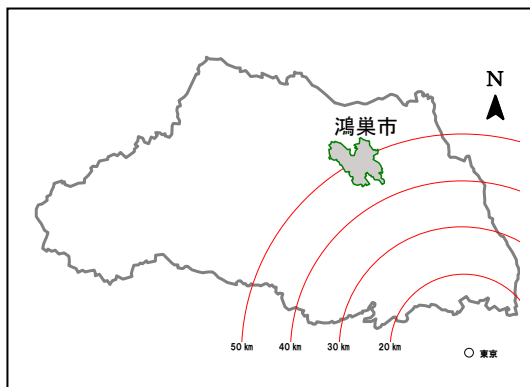


図2-1 鴻巣市の位置

② 人口

本市の人口は順調に増加し続けていましたが、近年増加傾向に歯止めがかかり、平成22年以降は若干の減少に転じています。

また、全国と同様に子どもの数が減少し、高齢者の人口が増加する、いわゆる「少子高齢化」の進行がみられます。

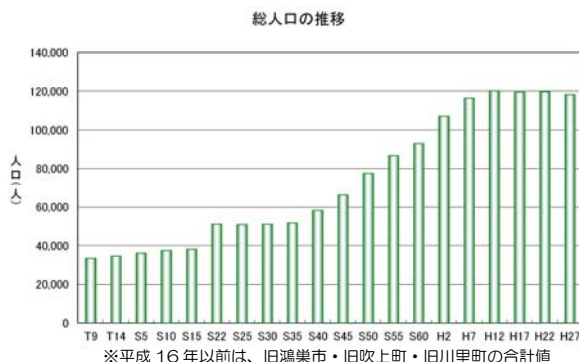


図2-2 鴻巣市の人口の推移

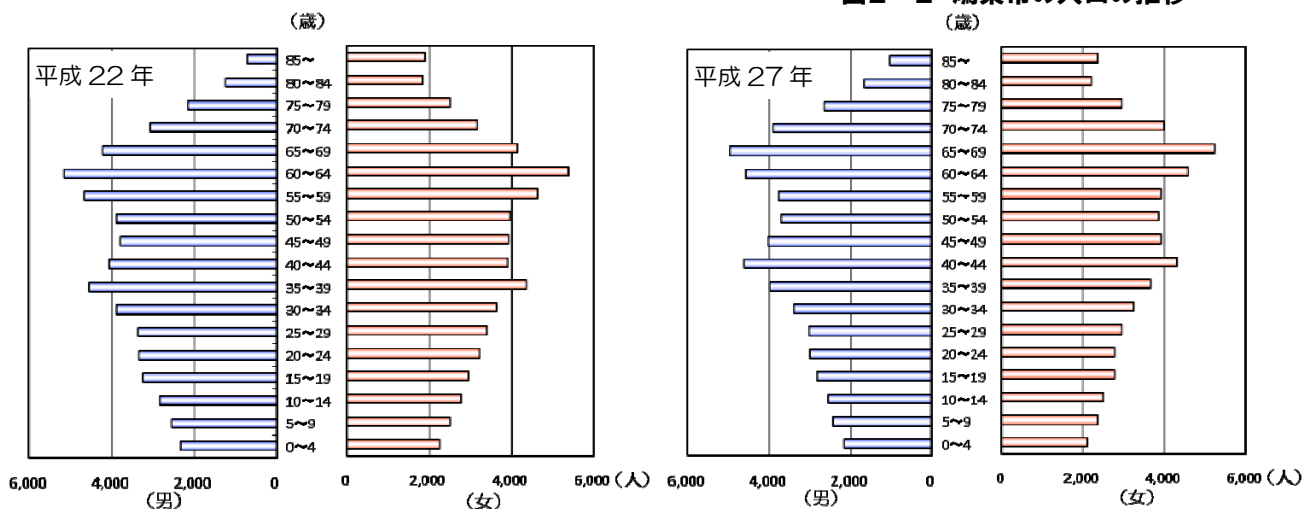


図2-3 男女別5歳階級別人口(平成22年、平成27年) 資料：各年国勢調査



③ 季候

本市は、日照時間が長く、降水量は比較的少ない特徴があり、年間の平均気温は 15℃前後と比較的過ごしやすい季候となっています。

しかし、近年のヒートアイランド現象*の影響等から、平成 19 年 8 月 16 日には、熊谷市で 40.9℃を記録しており、国内の最高気温を更新するなど、夏季の気温が高温となる傾向がみられています。*

表2-1 降水量・日平均気温・日照時間の推移

年	降水量 (mm)	日照時間 (h)	平均気温 (°C)	8月の平均気温 (°C)
平成9	1,142	2,208.7	15.4	26.5
10	1,818	2,674.8	15.5	26.3
11	1,274	2,129.0	15.7	27.8
12	1,463	2,144.9	15.5	27.6
13	1,170	2,206.0	15.2	25.5
14	1,117	2,143.2	15.4	27.6
15	1,066	1,903.0	14.9	25.5
16	1,351	2,276.0	16.1	26.4
17	1,108	2,145.4	15.0	27.6
18	1,448	1,747.7	15.3	27.4
19	1,059	2,216.9	15.8	28.6
20	1,399.0	2,052.8	15.4	26.2
21	1,166.5	1,950.2	15.5	25.9
22	1,373.5	2,113.7	15.8	29.3
23	1,357.5	2,215.2	15.4	27.0
24	1,135.0	2,255.4	15.1	28.9
25	1,223.5	2,336.2	15.6	28.4
26	1,474.0	2,366.3	15.3	27.0
27	1,201.0	2,168.2	16.0	26.7
平均値	1,281.4	2,171.2	15.5	27.2

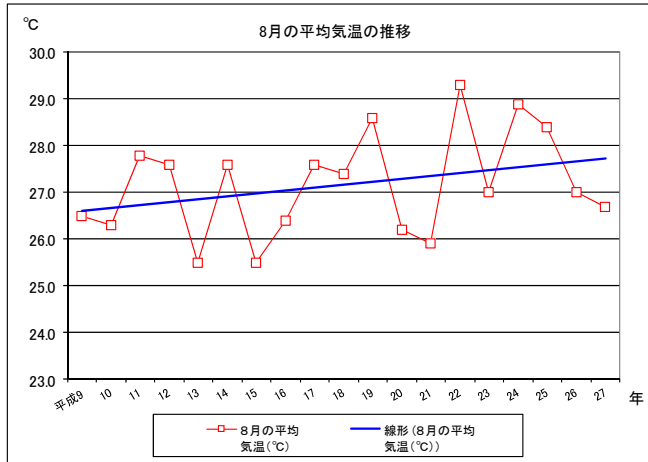


図2-4 8月の平均気温

出典：気象庁ホームページ

※降水量は鴻巣観測所、平均気温・日照時間は熊谷地方気象台の数値を整理

気象庁による気温変化の予測^{注2)}では、地球温暖化の進行に伴い、2100年頃の夏季（晴れて風の弱い日 午後2時）には、埼玉県の大範囲で気温 35℃以上となることが予測されています。本市では、現在に比べておよそ 1.2℃の気温の上昇が予測されています。

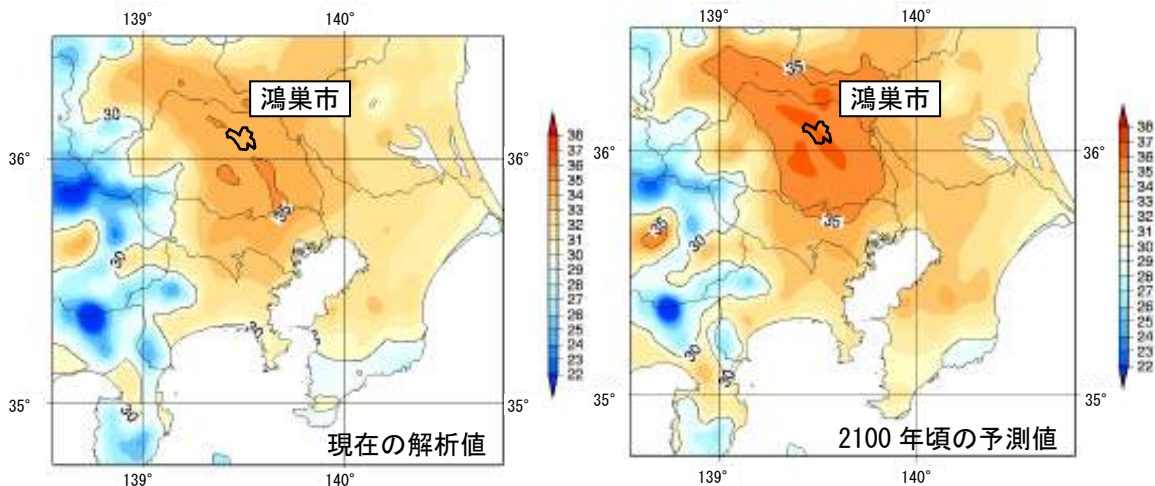


図2-5 地球温暖化の進行に伴う、関東地方における現在からの詳細な気温変化予測図

出典：気象庁資料

注2) 「2100年頃の夏季における関東地方の気温の変化について」(H16.6) 気象庁



2) 鴻巣市の緑の構造

① 広域からみた鴻巣市の緑

国や関係都県市による「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」^{注3)}では、首都圏における自然環境の保全、再生、創出に向けて取り組む地域などの方向性が示されており、本市の骨格を形成する荒川は、首都圏という広域的な視点からみても「保全すべき自然環境」とされています。

また、埼玉県による自然環境の評価^{注4)}では、県内の生態系や自然環境について、区分「0」～「6」までの7段階で評価しており、荒川周辺は区分5に、また、市内の田園地域等は区分4と評価されているなど、本市には県内でも貴重な自然環境が分布しているといえます。



図2-6 保全すべき自然環境

出典：首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン

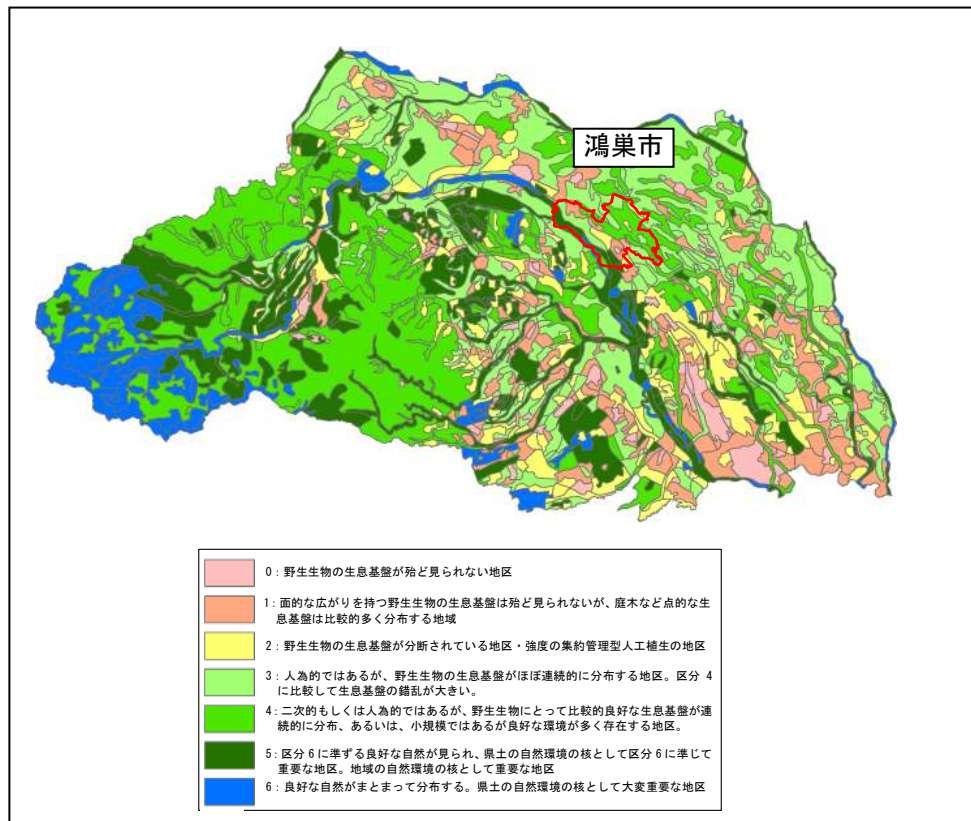


図2-7 自然評価マップ 出典：埼玉県自然評価マップ

注3) 「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」(H16.3) 農林水産省・国土交通省・環境省・関係都県市 図は市域を加筆

注4) 「埼玉県自然評価マップ」(平成8年度) 埼玉県 図は市域を加筆



② 鴻巣市の緑の構造

本市の緑は、広域的にも貴重な自然環境である荒川を中心に、元荒川・見沼代用水等の河川や水路を骨格として形成されています。河川・水路沿いを中心に田畑や樹林地が広く分布しており、田園が市街地を囲むように位置しています。また、市街地内にも農地が点在しており、田畑の分布は、本市の緑の特徴と言えます。

このように、本市の緑は河川・水路を骨格として、その周辺に位置する田畑や樹林地が市街地を囲んでいるという構造となっています。

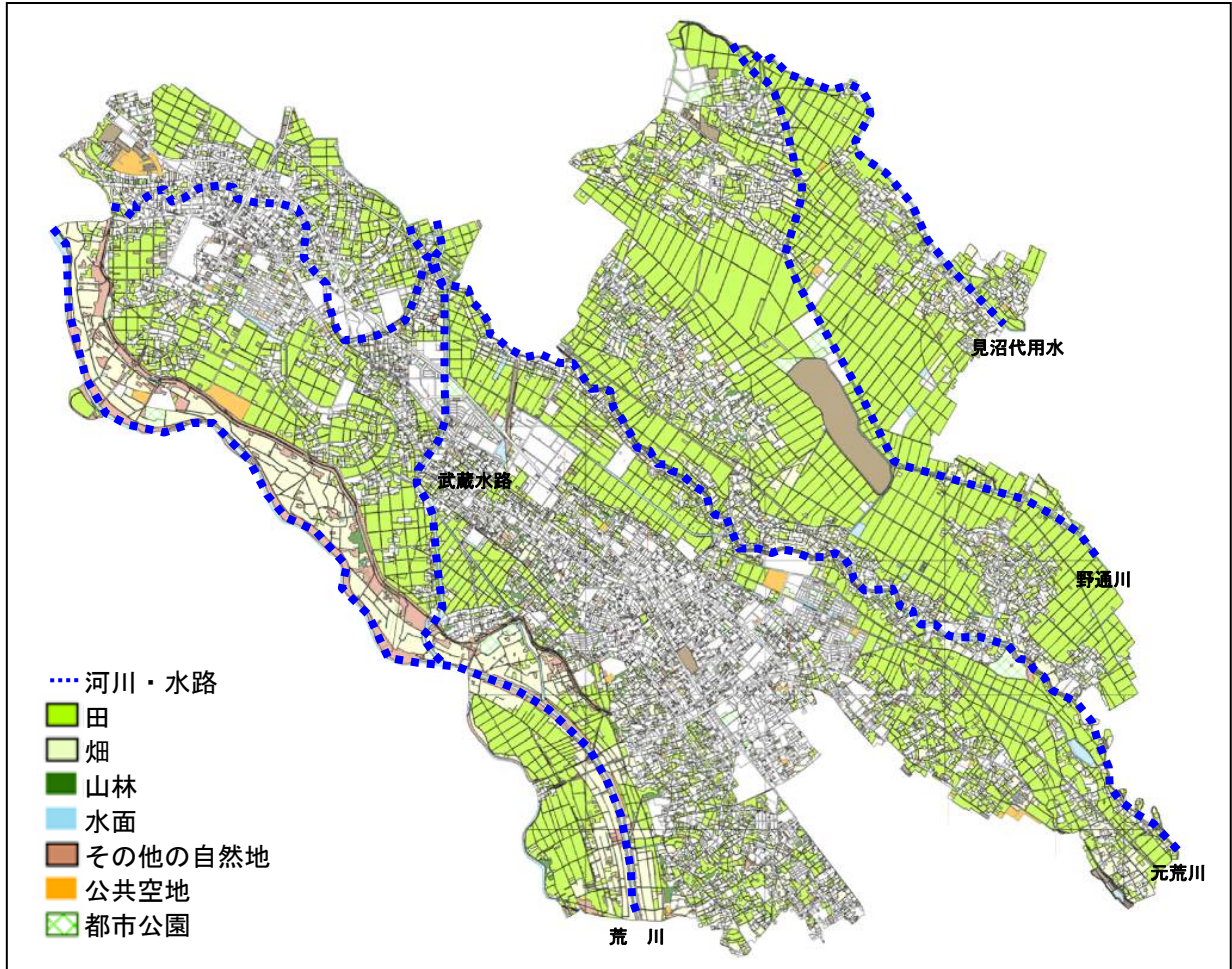


図2-8 自然的土地利用の分布状況

出典：鴻巣市都市計画基礎調査



③ 特色のある植物群落

本市は、田園を中心とする農地が大きな面積を占めています。高木は、屋敷林や寺社林などを中心に市内に点在していますが、北本市から繋がる荒川河川敷には、本市における貴重な高木群のまとまりとして斜面林*が分布しており、貴重な植物群として保全していくことが大切です。

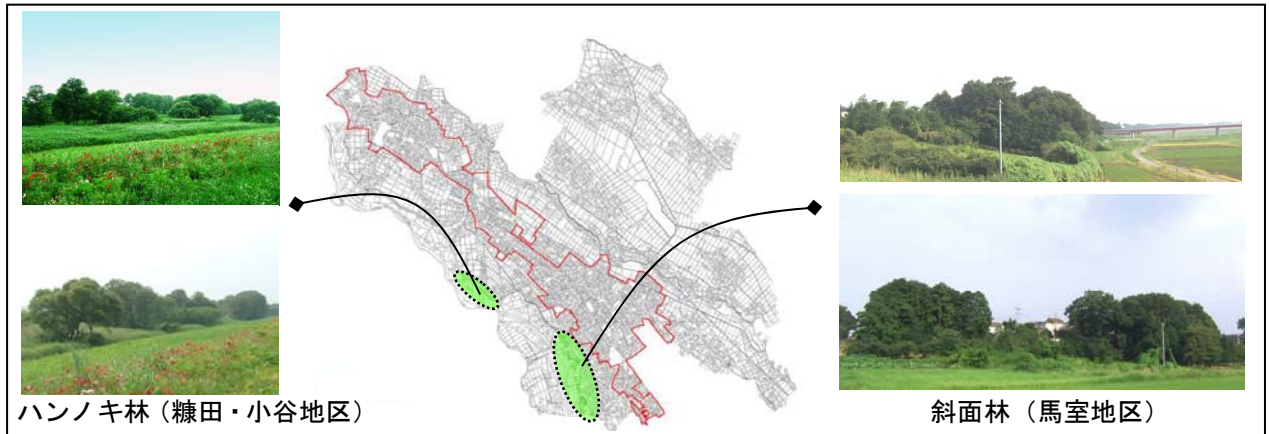


図2-9 斜面林・ハンノキ林の分布

荒川に架かる糠田橋の上流側には「ハンノキ林」が自生しています。ハンノキ林は、川が氾濫するような場所で多くの野生の生きものにとって貴重な場所となっています。

また、ハンノキは埼玉県の蝶である「ミドリシジミ*」の食樹としても貴重な樹木であり、ミドリシジミの生息環境としてもハンノキ林を保全していくことが大切です。

※ミドリシジミは埼玉県の蝶ですが、準絶滅危惧種として「埼玉県レッドデータブック 2008 動物編」に掲載されています。

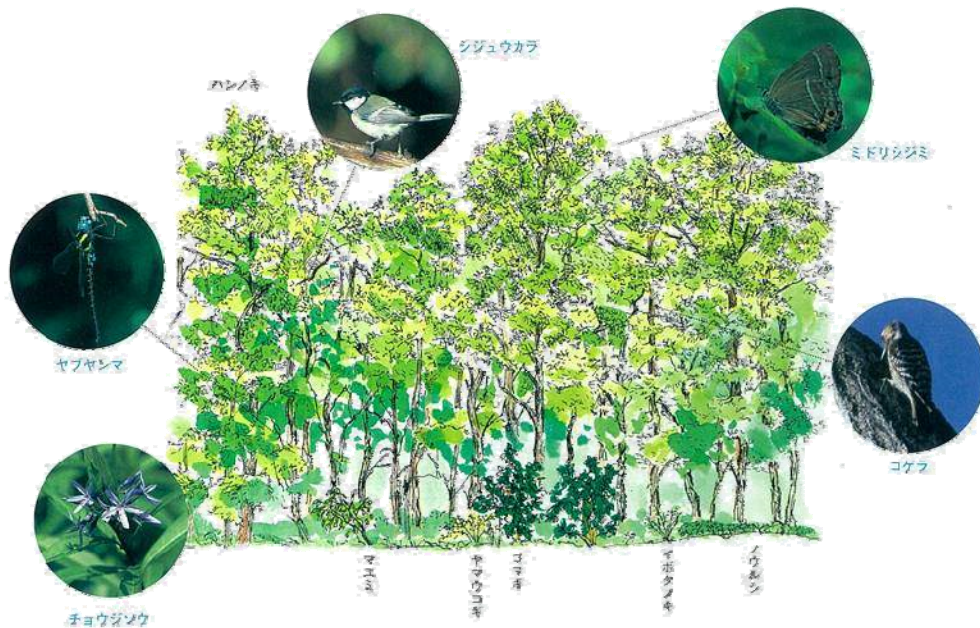


図2-10 ハンノキ林と動物の関わり

出典：水と緑のネットワーク荒川 国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所



3) 市内の特徴的な緑

本市の特徴的な緑地の現況を整理すると以下のとおりです。

- 川幅日本一を誇る荒川河川敷における広大な原野や田畑、元荒川沿いの桜並木、さらには市の北部地域等を中心に広がる田畑や集落の屋敷林など、豊かな水と緑に恵まれています。
- 本市は歴史ある全国有数の花の生産地であり、市内には、東日本最大級の花市場である鴻巣フラワーセンターや農産物直売所（パンジーハウス）が立地しています。プリムラ類やサルビアの出荷量は日本一（平成 18 年度）であり、荒川河川敷のポピー畑も日本一広いポピー畑として認定されています。
- 鴻巣駅東口駅前広場の花壇づくりや、こうのす花まつり、ポピー・ハッピースクエア、コスモスフェスティバル等の花にちなんだイベントの開催など、「花のまちこうのす」としての活動が活発です。
- 市内に、71.04ha（311 か所・平成 29 年 1 月 1 日現在）指定されている生産緑地*は、市街地における貴重な緑地や営農場所です。





2. 緑の現況

1) 施設緑地の現況

(1) 公園の整備状況

① 都市計画公園

本市には、都市計画公園*として街区公園*（26 か所：4.98ha）、近隣公園*（2 か所：3.20ha）、総合公園*（2 か所：27.80ha）、緑道（2 か所：5.00ha）が都市計画決定（合計 32 か所：40.98ha）されています。このうち、大間近隣公園を除く 31 か所（26.39ha）で供用（一部供用含む）されています。

本市の都市計画公園*の整備状況は以下のとおりです。

表2-2 都市計画公園一覧

平成 29 年 1 月 1 日現在

No.	番号	公園名	種類	管理者	計画面積ha	供用面積ha	公園の位置
1	2.2.01	宮地公園	街区	市	0.45	0.45	宮地5丁目35
2	2.2.02	東町公園	街区	市	0.35	0.35	東1丁目37
3	2.2.03	東裏1号公園	街区	市	0.45	0.45	東3丁目72
4	2.2.04	東裏2号公園	街区	市	0.23	0.23	東3丁目1
5	2.2.05	中央児童公園	街区	市	0.29	0.29	本町3丁目241
6	2.2.06	大栄1号公園	街区	市	0.16	0.16	松原1丁目4223-30
7	2.2.07	大栄2号公園	街区	市	0.04	0.10	松原1丁目581-164
8	2.2.08	大間公園	街区	市	0.18	0.18	大間3丁目2057
9	2.2.09	地産1号公園	街区	市	0.08	0.08	堤町349-2
10	2.2.10	地産2号公園	街区	市	0.02	0.02	堤町347-5
11	2.2.11	地産3号公園	街区	市	0.01	0.01	堤町319-68
12	2.2.12	稲荷町1号公園	街区	市	0.19	0.19	稲荷町4-1
13	2.2.13	稲荷町2号公園	街区	市	0.15	0.15	稲荷町22-1
14	2.2.14	生出塚1号公園	街区	市	0.52	0.52	生出塚2丁目785-372
15	2.2.15	生出塚2号公園	街区	市	0.10	0.10	生出塚2丁目785-374
16	2.2.16	生出塚3号公園	街区	市	0.06	0.06	生出塚2丁目785-470
17	2.2.17	みどり公園	街区	市	0.11	0.11	緑町21
18	2.2.18	逆川公園	街区	市	0.04	0.04	大間4丁目691-10
19	2.2.19	すみれ公園	街区	市	0.12	0.12	松原3丁目4427-8
20	2.2.20	下町公園	街区	市	0.15	0.15	箕田4177-1
21	2.2.21	筑波児童公園	街区	市	0.17	0.17	筑波1丁目90
22	2.2.22	新宿第一公園	街区	市	0.62	0.62	新宿1丁目228
23	2.2.23	新宿第二公園	街区	市	0.12	0.12	新宿2丁目268
24	2.2.24	南児童公園	街区	市	0.10	0.11	南2丁目323-1
25	2.2.25	下忍第一公園	街区	市	0.09	0.09	下忍3782-1
26	2.2.26	下忍第二公園	街区	市	0.18	0.18	下忍3505-1
27	3.2.01	せせらぎ公園	近隣	市	1.10	1.10	中央28
28	3.3.02	大間近隣公園	近隣	市	2.10	—	大間地内
29	5.5.01	上谷総合公園	総合	市	16.00	7.31	上谷707
30	5.5.02	川里中央公園	総合	市	11.80	7.93	関新田1780-1
31	第1号	さきたま緑道	緑道	埼玉県	4.60	4.60	川面、袋地内
32	第2号	花の里緑道	緑道	埼玉県	0.40	0.40	屈巢地内
合計					40.98	26.39	



② その他都市公園

都市計画公園*以外の都市公園*は、市内で 141 か所（33.96ha）供用されています。

歴史公園が 1 か所（石田堤史跡公園）整備されている他、近隣公園*（5 か所）や都市緑地（22 か所）など、比較的規模の大きい公園も整備されていますが、大部分は街区公園*（113 か所）が占めており、比較的小さい公園が多いことが特徴です。

本市の都市計画公園*以外の都市公園*の整備状況は以下のとおりです。

表2-3 その他都市公園

平成 29 年 1 月 1 日現在

種類	箇所数	合計面積 (ha)
街区公園	113	11.45
近隣公園	5	11.75
歴史公園	1	0.49
都市緑地	22	10.27
合計	141	33.96

(2) 公共施設緑地

本市における公共施設緑地は、遊園地・緑地が 58 か所（17.55ha）の他、学校のグラウンドやコスモスアリーナ等の施設などが 48 か所（61.98ha）あり、合計で 106 か所（79.53ha）が整備されています。

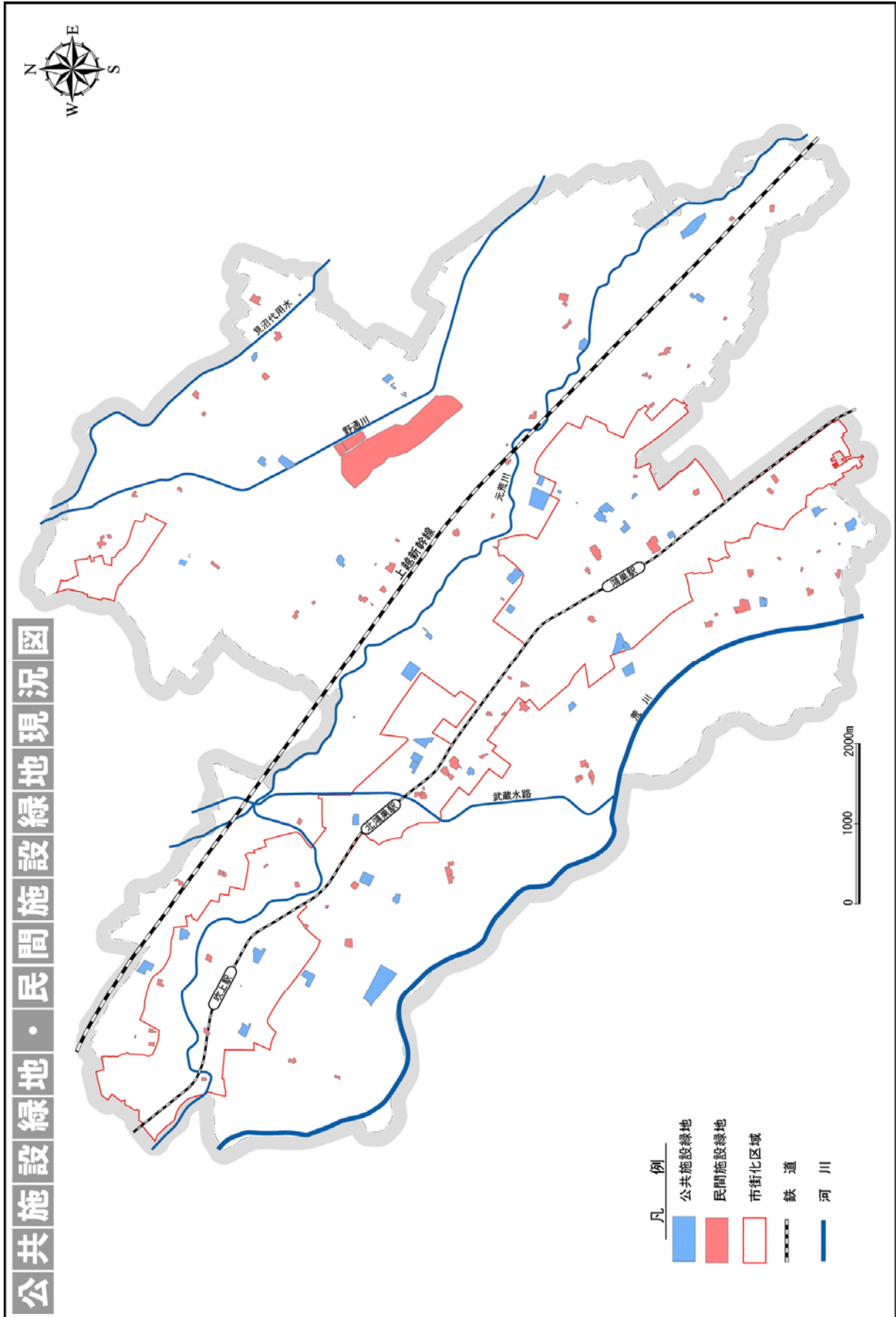
(3) 民間施設緑地

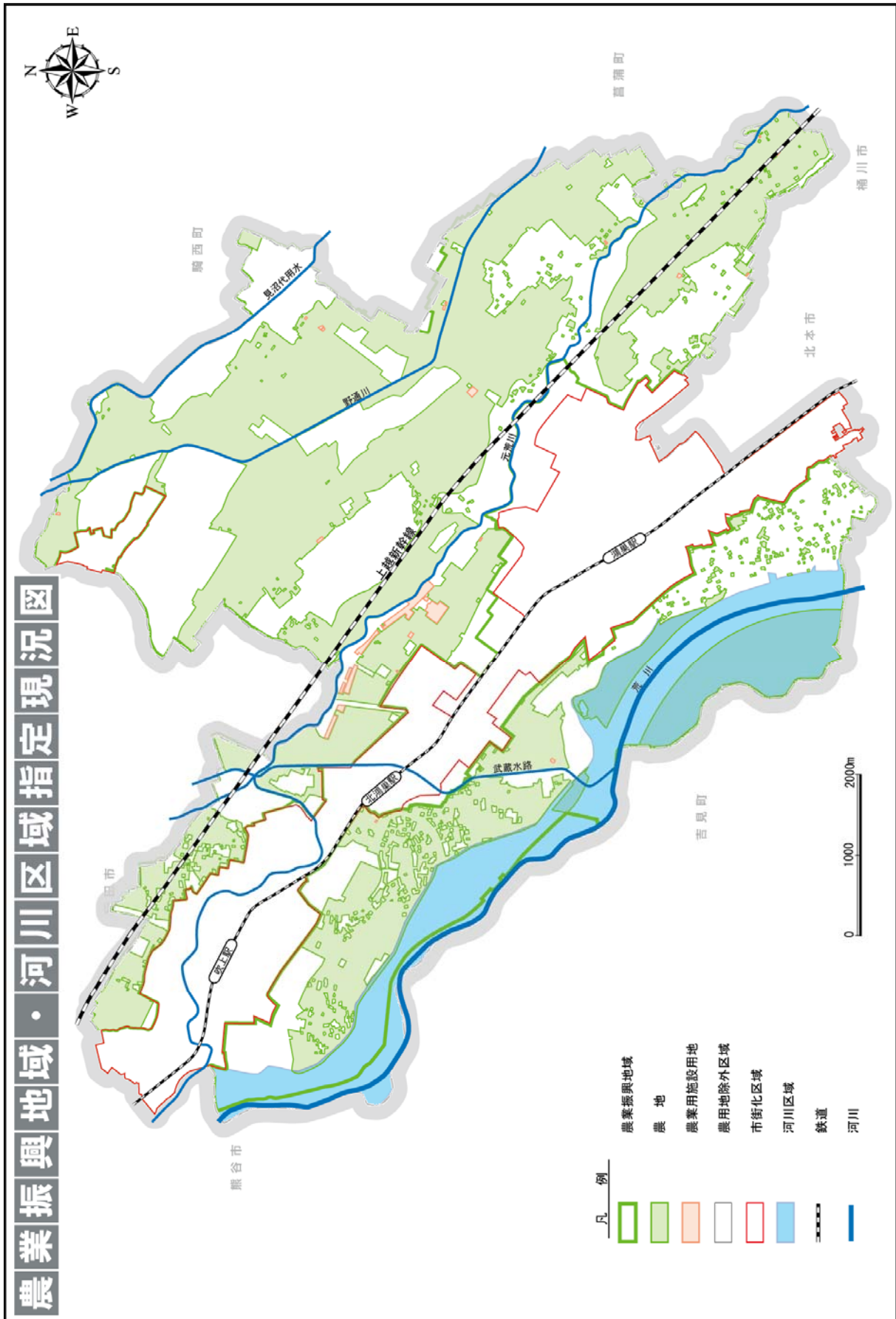
本市における民間施設緑地は、寺社境内地やゴルフ場等を中心として、市内各地に 100 か所（102.11ha）分布しています。

2) 地域制緑地の現況

本市における地域制緑地は、生産緑地*や農用地区域（農業振興地域）、河川区域等があります。市街化区域では、生産緑地*が 311 か所（71.04ha）あります。また、市街化調整区域では、農用地区域（農業振興地域）が多く、全体で 2,575.40ha（市全域の約 38%）となっています。河川区域は 786.66ha（市全域の約 12%）となっています。

その他の地域制緑地としては、「鴻巣市緑化推進条例」により、保護地区として 4 つの区域（1.85ha）が指定されているとともに、保護樹木として寺社境内地のものを中心に、市立鴻巣東小学校内や個人所有の樹木など 39 本が指定されています。







3) 緑地の総量及び緑地率

本市における緑地の総量及び緑地率について整理すると以下のとおりです。

■緑地の総量及び緑地率

- 本市の緑地は、3,409.44ha で、市の面積（6,744ha）に対して、約 50%を占めています。
- 緑地の内訳として、施設緑地は 241.99ha、地域制緑地は 3,180.34ha（施設緑地と地域制緑地の重複面積は 12.89ha）という状況で、地域制緑地が緑地全体の約 94%を占めています。

■施設緑地の整備状況

- 都市公園*等の施設緑地の整備状況は、以下のとおりです。

表2-4 施設緑地整備状況

平成 29 年 1 月 1 日現在

	市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域	
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
都市公園	130	23.73	42	36.62	172	60.35
公共施設緑地	39	21.05	67	58.48	106	79.53
民間施設緑地	29	14.24	71	87.87	100	102.11
施設緑地合計	198	59.02	180	182.97	378	241.99

また、各緑地面積について、市街化区域内の居住人口（H27：91,238人）及び都市計画区域内の居住人口（H27：118,072人）の一人あたりの緑地面積は、以下のとおりです。

表2-5 一人あたりの緑地面積

	市街化区域	都市計画区域
	【面積 (m ²) ÷ 91,238人】	【面積 (m ²) ÷ 118,072人】
都市公園	2.60 m ² /人	5.11 m ² /人
公共施設緑地	2.31 m ² /人	6.74 m ² /人
民間施設緑地	1.56 m ² /人	8.65 m ² /人
施設緑地 合計	6.47 m ² /人	20.50 m ² /人
【参考：生産緑地】	7.79 m ² /人	6.02 m ² /人

※小数点以下の有効桁数の関係から合計値は一致しない



■本市の緑地量

表2-6 本市の緑地量

平成29年1月1日現在

			平成28年					
			市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域	
			整備量		整備量		整備量	
			か所	面積(ha)	か所	面積(ha)	か所	面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	111	13.57	28	2.93	139	16.50	
	近隣公園 ^{※1}	3	7.61	3	5.24	6	12.85	
	地区公園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	
	都市基幹公園	総合公園	0	0.00	2	15.24	2	15.24
		運動公園	0	0.00	0	0.00	0	0.00
基幹公園計		114	21.18	33	23.41	147	44.59	
特殊公園	風致公園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	
	動植物公園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	
	歴史公園	0	0.00	1	0.49	1	0.49	
	墓園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	
	その他	0	0.00	0	0.00	0	0.00	
広域公園		0	0.00	0	0.00	0	0.00	
都市緑地		16	2.55	6	7.72	22	10.27	
緑道		0	0.00	2	5.00	2	5.00	
国の設置によるもの		0	0.00	0	0.00	0	0.00	
都市公園計		130	23.73	42	36.62	172	60.35	
公共施設緑地 ^{※2}		39	21.05	67	58.48	106	79.53	
都市公園等合計		169	44.78	109	95.10	278	139.88	
民間施設緑地		29	14.24	71	87.87	100	102.11	
施設緑地 計		198	59.02	180	182.97	378	241.99	
生産緑地地区		311	71.04	0	0.00	311	71.04	
農用地区域		0	0.00	-	2,575.40	-	2,575.40	
河川区域 ^{※3}		0	0.00	-	786.66	-	786.66	
地域森林計画対象民有林		0	0.00	3	2.20	3	2.20	
法によるもの計		311	71.04	-	3,364.26	-	3,435.30	
協定によるもの		0	0.00	1	0.78	1	0.78	
条例等によるもの		2	1.21	2	0.64	4	1.85	
小計		313	72.25	-	3,365.68	-	3,437.93	
地域制緑地間の重複		0	0.00	-	257.59	-	257.59	
地域制緑地 計		313	72.25	-	3,108.09	-	3,180.34	
施設・地域制緑地間の重複		-	-	3	12.89	3	12.89	
緑地総計		511	131.27	-	3,278.17	-	3,409.44	

※1 大間近隣公園は未供用のため、箇所数、面積共に計上しない

※2 本町せせらぎ公園の借地分面積は、公共施設緑地として合算

※3 河川区域は、図面計測による計算値



3. 緑の課題

本市における緑を取り巻く現況整理結果から、今後の「緑のまちづくり」の推進に向けた課題を整理すると以下のとおりです。

■原風景である緑地の保全と活用

□荒川・元荒川を中心とする河川やその周辺に広がる田園、巨木や寺社林、屋敷林などの原風景は、本市の緑の特徴です。「緑」は人々に「うるおい」や「安らぎ」を与え、多様な生物が息息する上で必要不可欠なものです。こうした貴重な原風景を保全・活用し、未来へ引き継いでいくことが必要となります。

■公園・緑地の効率的・効果的な整備

□市街地周辺における身近な公園整備や、多様な楽しみ方のできる一定規模の公園整備は進んでいないのが現状です。市民が「安心」「安全」に暮らすことのできる公園・緑地環境を形成するためには、身近な場所における公園・緑地の整備や近隣公園*等の比較的規模が大きく魅力的な公園の整備が必要となります。

■うるおいと個性のある緑づくり

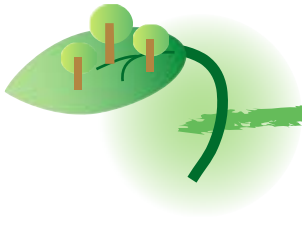
□本市は歴史ある全国有数の花の生産地であり、こうした「花」を活かし、よりうるおいのある緑づくりを推進することが課題となっています。商業地や住宅地、来訪者の拠点となる地域を中心として、「花のまち こうのす」をより強く印象づけ、よりうるおいのある緑づくりを推進することが必要となります。

■水と緑のネットワーク*の形成

□荒川・元荒川等の水辺と市内の公園・緑地などの緑の拠点、花の名所などが点在しているのが現状となっており、より身近に緑を感じられる環境を形成するためには連続性のある緑の創出が課題となっています。ふるさと総合緑道*の整備を進めることにより、市街地から河川や緑の拠点等の緑地空間へのアクセス性を高めるとともに、散策時に「楽しみのある緑地空間」として「水と緑のネットワーク*の形成」が必要となります。

■市民との協働による緑化活動の推進

□緑の保全、創出を図るためには、行政のみならず、市民や事業者等の協力が不可欠なものとなっています。市民による緑化活動への支援の充実を図り、緑のパートナーシップの強化を推進し、市民や事業者等と協働*による「緑を守り育てる活動」の推進を図ることが必要となります。



第3章 計画の基本方針

1. 基本理念

本市の「緑地」は、【花】と【緑】と【水】の3つが大きな要素となっています。

【花】は、本市の地場産業であり、「花のまち」らしさをあらわす重要な要素です。

【緑】は、広大な田園風景や屋敷林など、本市の原風景を形成する重要な要素であるとともに、市街地における憩いや良好な景観形成、安全性等を向上する上で重要な要素です。

【水】は、本市の骨格（荒川・元荒川等）をなすとともに、都市部に近接した場所において貴重な自然環境を形成する重要な要素です。

本市における緑のまちづくりを進める上での将来都市像を

花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす

として、現在、そしてこれからの花と緑と水のまちづくりを進めていきます。



2. 緑の将来像

荒川・元荒川という大きな水の軸は、本市における特徴的な緑の地域資源となっています。また、これら緑の地域資源は市街地を囲むように広がっており、豊かな緑地空間（田園風景・河川敷）を呈しています。

このことから、市内を流れる荒川・元荒川を水の軸として、豊かに広がる緑地空間と市街地の近接性を最大限に活かし、これらを連絡する「花と緑と水の回廊」を市街地の中につくり、育てます。

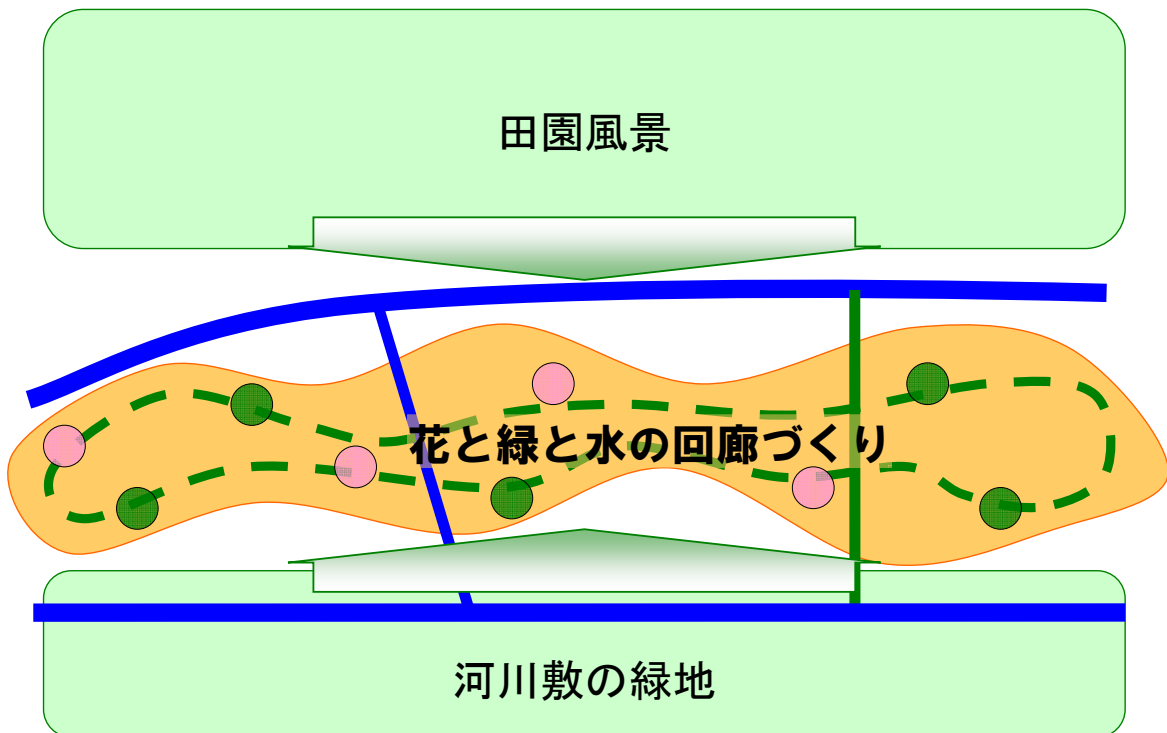


図3-1 緑の将来像(概念図)

面をまもる

- 豊かな田園風景・水辺・自然環境などを保全し、活用する
- 市街地エリアを中心に、一定の固まりとなる緑地環境を整備し、住環境を向上する

線を活かす

- 連続的な水と緑を活かして、都市の骨格を形成する
- 緑地と河川・緑道などを連携して緑のネットワーク化を図る

点を育む

- 市民の様々な活動の場となる公園等の整備を推進する
- 花と緑が印象的な拠点を創出する
- 寺社林などの特徴的な緑を保全する



<将来イメージ>

本市の緑の将来像を以下のとおりとします。

■田畑・樹林地・河川敷

- まとまりのある農地は、市街地に近接する貴重な地域資源として保全され、開放的な空間が広がっています。また、余暇活動等のニーズに対応して、市民やボランティアが活発に農作業等に取り組んでおり、農業の活性化とともに、市街地においても土に触れ、農産物を育て、学び、楽しめる環境が整っています。
- 樹林地は、市民の誰もが豊かな自然に接することができるレクリエーション空間として、保全・活用されています。自然を学べる場として、野草や野鳥の生息にも配慮した、きめの細かい育成管理と環境学習に、市民と行政が協働*して取り組んでいます。
- 水辺環境の美化を進め、市民が水と親しむことができる憩いの水辺空間や水生動植物の生息条件を確保し、コウノトリも生息できるような、人にもいきものにもやさしい緑地形成が図られています。

■市街地内の緑地・オープンスペース*

- 市街地では、都市公園*が整備されるとともに、農地等のオープンスペース*が適切に保全され、居住地とオープンスペース*の調和が図られています。
- 都市公園*の整備にはユニバーサルデザイン*が導入されており、誰もが心地よく快適に公園を利用できるようになっていることで、身体的・精神的な健康の醸成の場として活用されています。

■花を活かしたまちづくり

- 行政と市民、事業者が協働*して花にふれあえる習慣を醸成することにより、心豊かな市民生活の実現、花産業の健全な発展が図られています。
- 駅前広場は、市の顔となる拠点であり「花のまち こうのす」の玄関口であることから、花が印象的な空間として、来訪者に「花のまち」を強く印象づけるように整備されています。また、花に関する四季折々のイベントも活発に行われており、来訪者も増加しています。
- 市の骨格的な道路には街路樹が植えられており、緑の軸を形成しています。学校等の公共施設では、敷地内における花壇づくりや屋上緑化や壁面緑化に取り組んでおり、地域の緑化の先導的な役割を果たしています。



■民間施設の緑地

- 住宅地の街並には生垣が続き、玄関先には草花が添えられ、花と緑のあふれる景観が形成されています。
- 工場周辺では、緩衝緑地等の整備が進められ、無機質な工場景観から緑に囲まれた工場へと生まれ変わっています。

■水と緑のネットワーク*

- 荒川や元荒川等の水の軸と、市街地の拠点的な緑地等をつなぐネットワークが結ばれていることで、市街地から水や緑の拠点への往来が容易になっています。
- 道路の緑化等も進んでおり、防災ネットワークとして機能しています。また、サイクリングや散歩を楽しむことから、レクリエーションや健康増進にむけた活動の場として活用されています。



図3-2 将来イメージ図



3. 基本方針

本計画の基本理念である「**花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす**」の実現にむけて、本市が目指す緑づくりの基本方針を示します。

基本方針 1

原風景としての田園・河川敷等の緑を守り・活用します

豊かな自然環境を特徴づける田園や河川敷等の環境を、その特性に応じて守り育て、鴻巣の原風景として、将来に引き継いでいくとともに、暮らしの中に憩いやうるおいを提供する緑として活用します。

基本方針 2

魅力ある公園・緑地整備を進めます

歩いていける距離に、都市活動の憩いの場となる魅力的な公園・緑地を整備し、市民が健康で安全な暮らしを営むための環境づくりを推進します。

基本方針 3

公共施設・民有地における花・緑の活用に努めます

駅前広場や学校等の「まちの顔・拠点」となる場所や商業地や住宅地など、市民生活に日常的に関わる場所において、市民にうるおいや親しみをもたらすために、花を活用した緑化を推進します。

基本方針 4

水と緑のネットワーク*を形成します

地域の骨格となる水と緑の軸を形成するとともに、それらと緑の拠点等を連絡し、市民のレクリエーションや健康、安心・安全の場として、さらには貴重な生態系の保全にも寄与する水と緑のネットワーク*を形成します。

基本方針 5

緑のパートナーシップを推進します

市民や事業者等に働きかけ、緑を守り育てる運動を展開します。アダプト制度*等を活用して、市民自らが緑のまちづくりの推進者として参加・活動できる仕組みをとおして、「花のまち こうのす」をより一層強力に推進します。



4. 計画の目標水準

1) 計画のフレーム

平成 27 年国勢調査による我が国の人口は調査開始以来、初めて減少に転じました。本市においても前回（平成 22 年）に比べ、1,567 人減少の 118,072 人となり、今後も減少傾向が続くことが予想されています。

このような情勢の中、本市では「人口減少の抑制と人口減少社会への適応」を見据え、「鴻巣市人口ビジョン」等を踏まえた将来人口フレームを次のとおり設定し、「住みたい」、「住んでよかった」と思えるまちづくりを進めることにより人口の転入促進、転出抑制を図ります。

将来人口フレーム（平成 37 年）	113,000 人
-------------------	-----------



2) 緑の確保目標

本計画における緑の確保目標を以下のとおり設定します。

(1) 量的目標

□緑地

本市では、緑地面積(3,409.44ha)が市域の約50%を占めている状況です。今後は、現状の緑地の維持・保全を図りつつ、市街地開発を行う場合には、適切な緑地空間を確保する等の取り組みを進め、緑地の総量は、現状を維持していくことを目標とします。

□施設緑地

平成29年1月1日現在、施設緑地全体では、市街化区域内で6.47㎡/人、都市計画区域で20.50㎡/人であり、このうち、都市公園*は、市街化区域内で2.60㎡/人、都市計画区域では5.11㎡/人という状況です。これに公共施設緑地を加えた都市公園*等合計面積は、市街化区域内で4.91㎡/人*¹、都市計画区域で11.85㎡/人*²の状況です。

都市公園法施行令第1条の2に定められている一人あたりの都市公園の敷地面積は、【市街化区域：5.0㎡以上/人、都市計画区域：10.0㎡以上/人】とされており、長期的にはこれに近づけていくことを目指します。

本計画では、平成37年の都市計画区域における都市公園*等の公共施設としての緑地の目標水準を14.1㎡/人とします。

表3-1 量的目標

	平成20年	平成28年	平成37年
都市計画区域における緑地面積	3,376ha (市域の約50%)	3,409ha (市域の約50%)	3,409ha (市域の約50%)
都市計画区域において都市公園*や公共施設緑地として整備する緑地の面積	124.48ha (10.41㎡/人)	139.88ha (11.85㎡/人)	160ha (14.1㎡/人)

(2) 質的目標

□本市は「花のまち」であることから、来訪者等の拠点となる地域を中心に、花を活用して「花のまち」をアピールできる緑地整備を進めます。

□各公園・緑地について、ユニバーサルデザイン*の導入により、誰もが心地よく快適に利用できる施設の整備・拡充に努めます。

※1 算出方法：市街化区域内の都市公園等合計面積(44.78ha)÷市街化区域内の人口(91,238人)

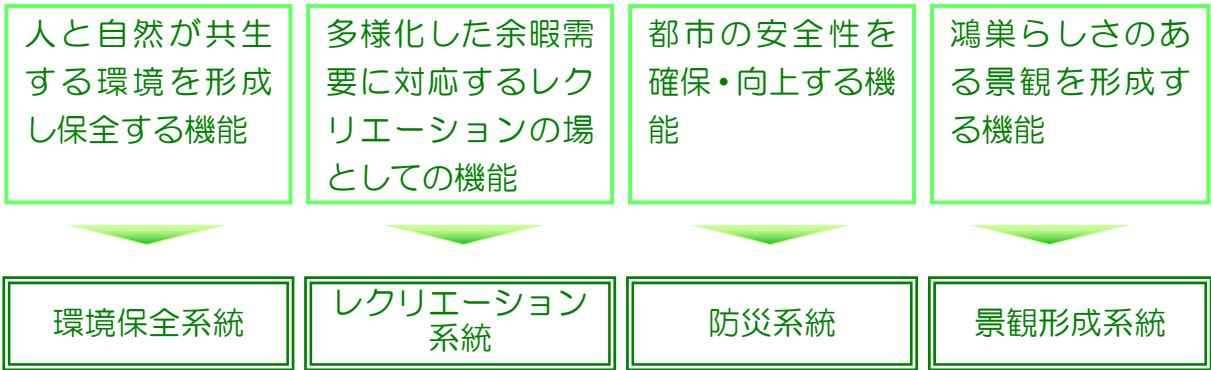
※2 算出方法：都市計画区域内の都市公園等合計面積(139.88ha)÷都市計画区域内の人口(118,072人)



5. 緑地の配置方針

1) 各系統別の緑地配置の考え方

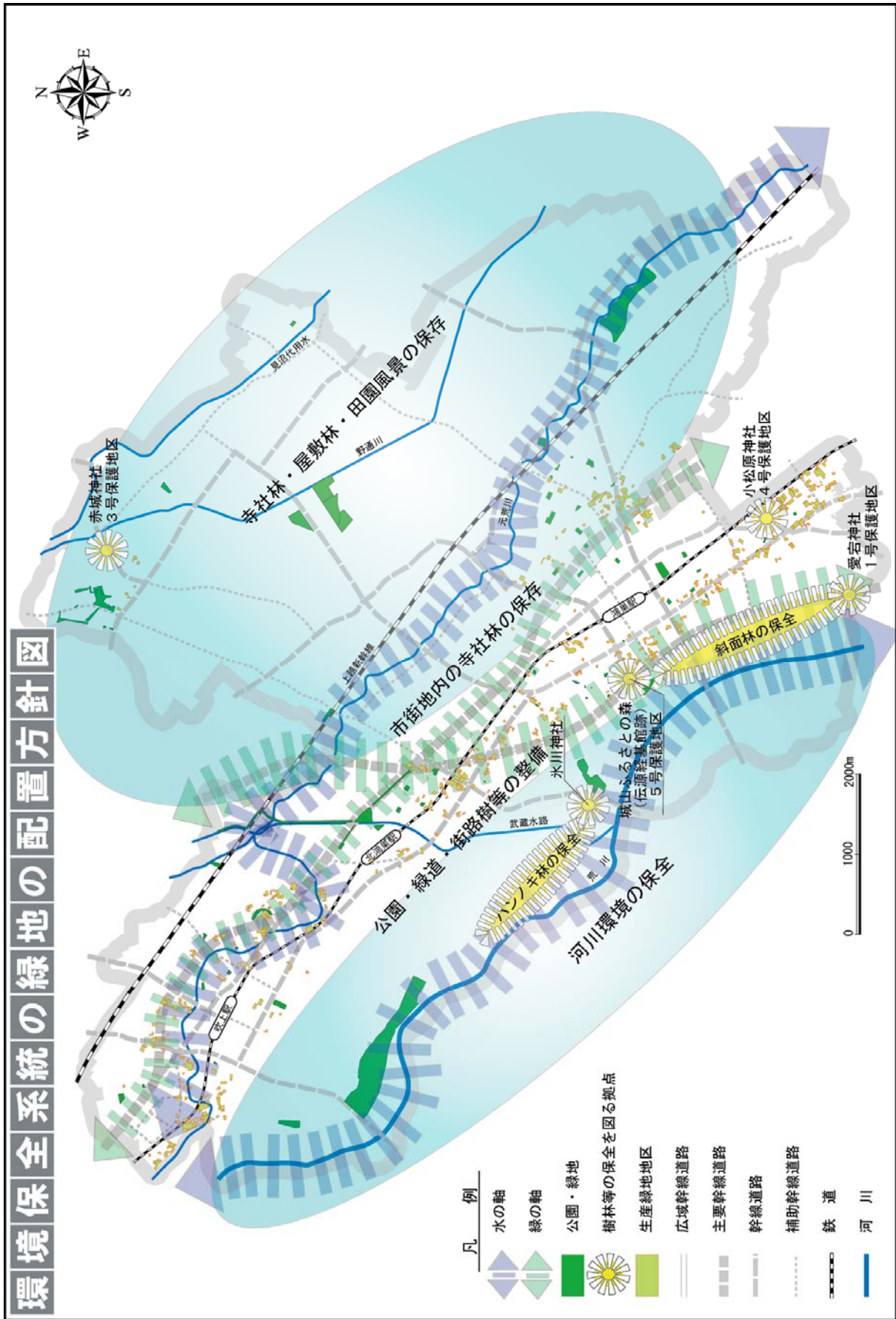
緑の4つの機能に対応して、以下の4つの系統から、緑地配置の考え方を以下のとおり設定します。



(1) 環境保全系統の緑地配置方針

本市の骨格を形成し、豊かな自然環境を保全し、活用するための緑地の配置方針を、以下のとおりとします。

- 荒川・元荒川・野通川・見沼代用水等の河川・水路を、本市の水の骨格軸とし、生物多様性に配慮した良好な水辺環境の保全と創出を図る。
- 都市計画道路などの主要な道路を、本市の緑の骨格軸として、街路樹など連続する緑地の創出を図る。
- 市街地を包み込むように広がる農地を保全する。河川周辺や市街地内に散在する雑木林等は自然景観の中心的な要素として保全する。
- 市全域をとおして、公園・緑地・緑道・樹林等を適性に配置し、ヒートアイランド現象*の低減化や雨水循環の促進を図る。特に市街地部においては、現地の状況に勘案しながら屋上緑化等の取り組みを検討する。
- でんみなもとのつねもとやかたあと寺社や伝源経基館跡等の緑地、屋敷林等は、市街地内で身近に自然とふれ合える貴重な自然環境として保全する。

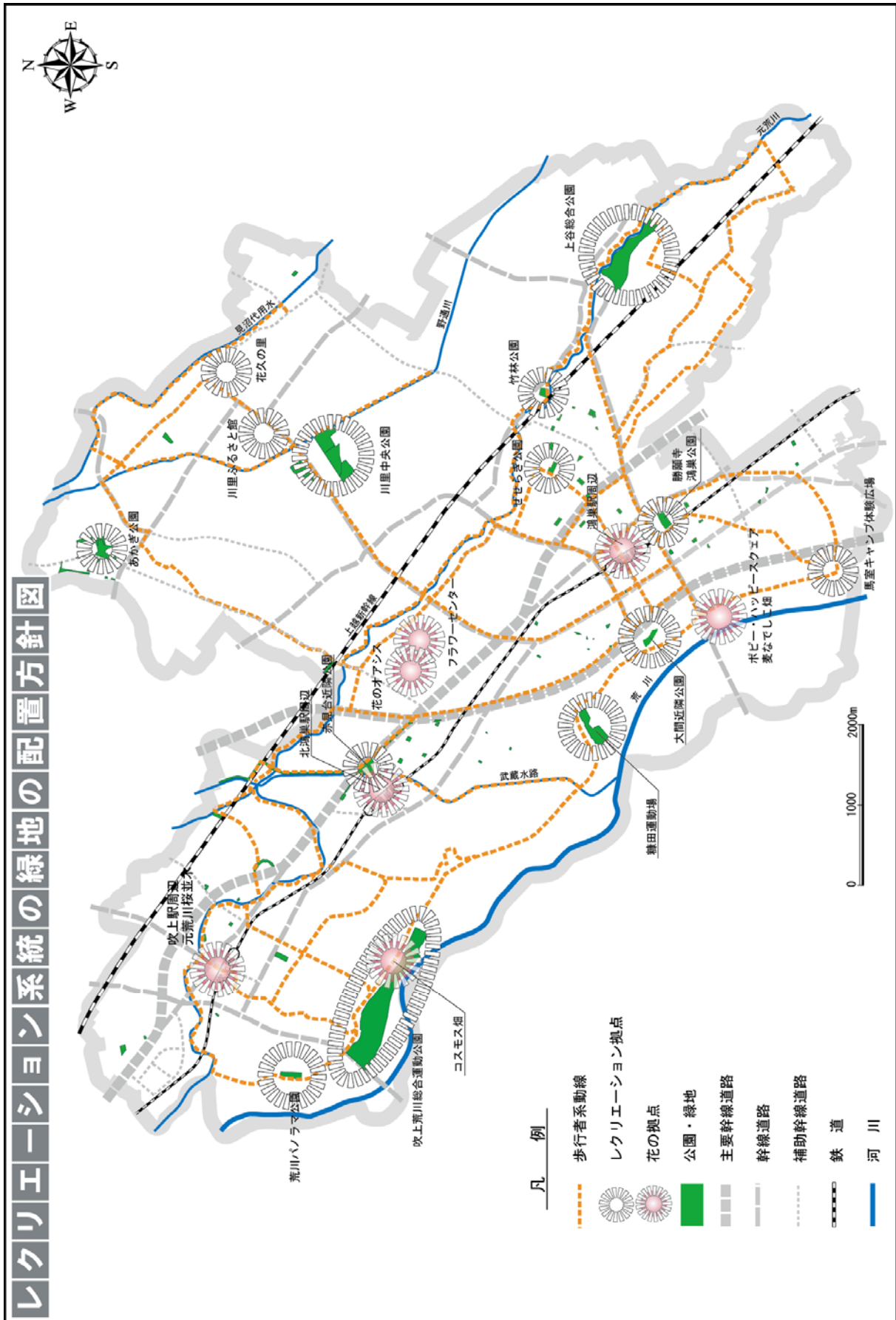




(2) レクリエーション系統の緑地配置方針

多様化するレクリエーション需要等へ対応するための緑地の配置方針を、以下のとおりとします。

- 多様なレクリエーション需要に対応できる拠点（総合公園*、運動公園*等）の整備拡充と、遊歩道のネットワークの整備を進める。
- 市街地内全域において「印象的な緑（花）」の配置・整備を進める。
- 環境学習・地域の風土学習等の学びの場となる公園・緑地等（歴史公園、ビオトープ*と自然観察場、親水公園等）の整備・活用を進める。

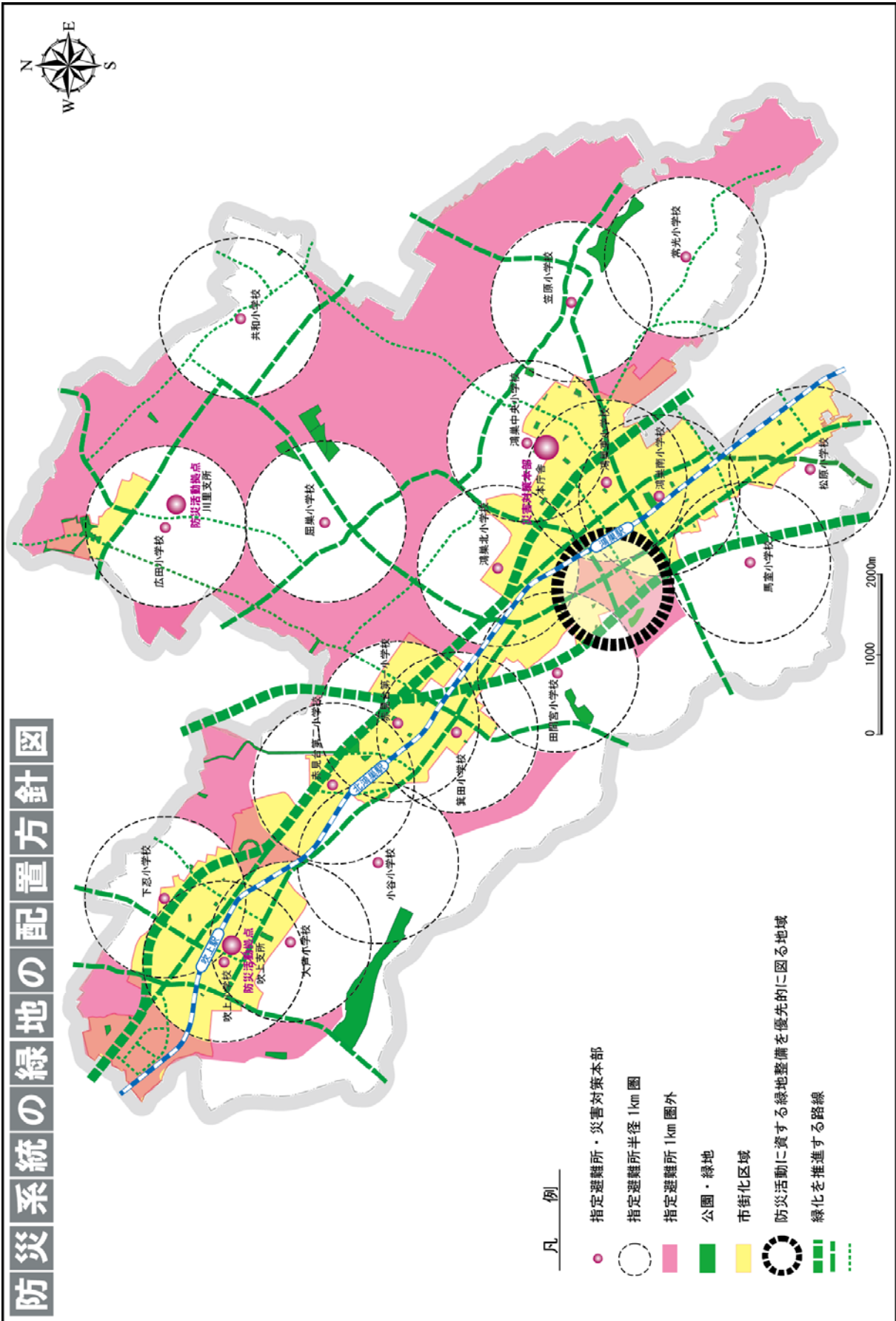




(3) 防災システムの緑地配置方針

災害発生時の初期被害の低減化と、その後の応急活動の円滑化に寄与する緑地環境形成を目指す緑地の配置方針を、以下のとおりとします。

- 地域防災計画と整合を図りつつ、特に市街地内における災害発生直後の一時集合場所（必要に応じ自治会及び自主防災組織が一時的に集合する場所として指定します）等として利用可能なオープンスペース*の確保に努める。
- 特に市街地内における避難所の空白地において、防災活動に資する緑地整備を進める。
- 指定避難所までの避難の円滑化及び、延焼遮断機能の向上を目指して避難路の緑道化等を進める。
- 震災時における市街地内のブロック塀倒壊による被害を予防するため、生垣化を促進する。





(4) 景観形成系統の緑地配置方針

本市の郷土景観を形成し、特徴づける河川敷や樹林地、田園風景等の緑地空間を保全し、また、タウンイメージの向上に向けた緑地の配置方針を、以下のとおりとします。

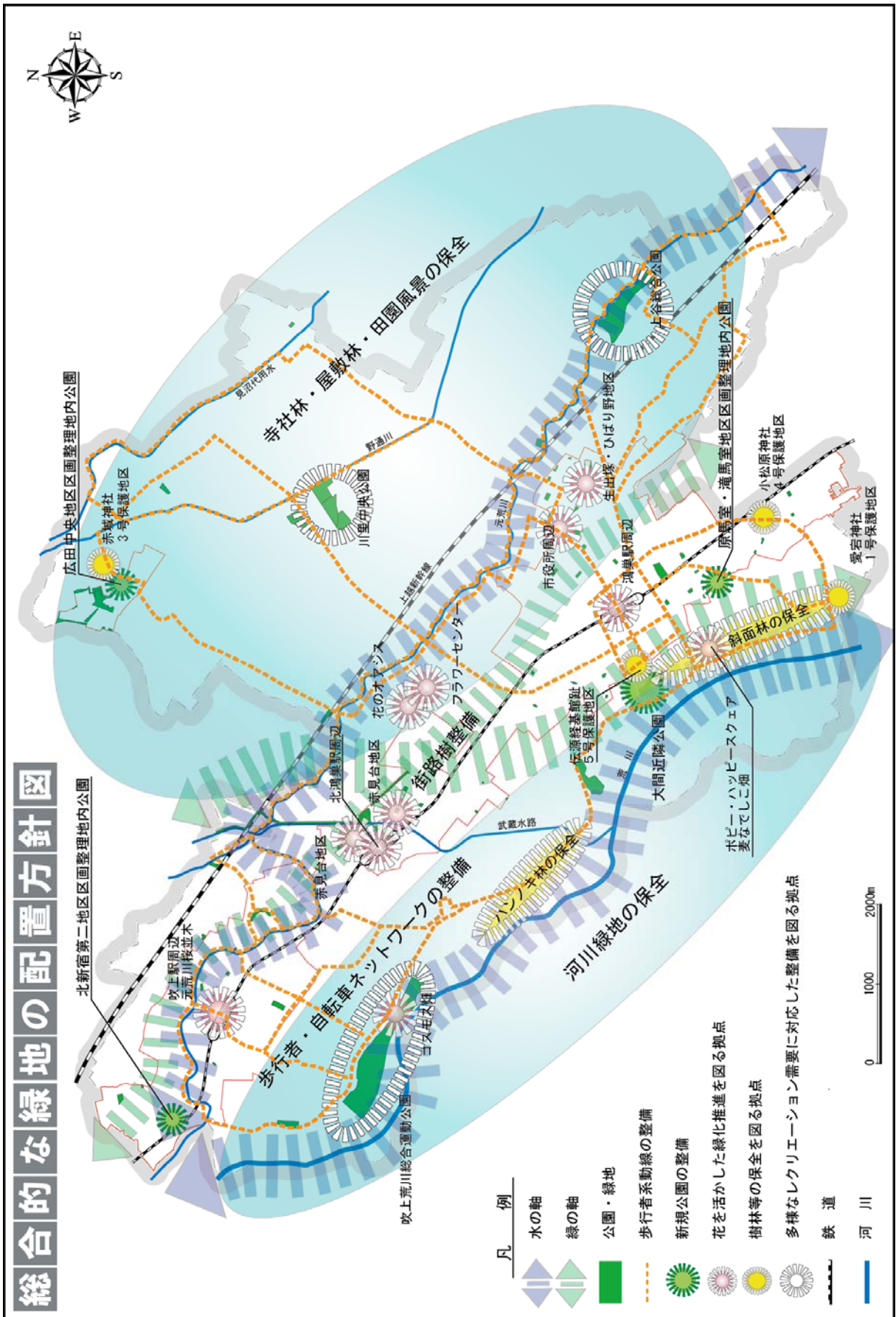
- 荒川・元荒川等の河川は、市街地における貴重な水辺景観要素として、良好な景観の保全に努めるとともに、市民の憩いの場となる河川沿い空間の修景・整備を進める。
- 田園風景や寺社等の屋敷林は、本市の特徴的な風景であることから、保全を図る。市街地内における巨木等は、保全を図るとともに、周辺に連携した緑地空間整備を進める。
- 駅前や住宅地、商業地など、人通りの多い地域や市民生活でよく利用される地域において、草花を活用して印象的な緑の配置・整備を進める。
- 荒川河川敷地内における花畑の整備を継続し「花のまち こうのす」らしさを演出する。



2) 総合的な緑地配置方針

「環境保全系統」「レクリエーション系統」「防災系統」「景観形成系統」の各系統別の緑地の配置方針に基づいた、総合的な緑地の配置方針は以下のとおりです。

- 田園・河川敷緑地・屋敷林等を保存する。
- 主要幹線道路は、歩道・街路樹等の整備（緑の軸形成・避難経路の確保・散策等のレクリエーションネットワークの形成）を進める。
- 荒川堤防沿い、元荒川沿いを中心に歩行者ネットワーク*の整備を進める。
- 都市計画公園*を中心として、多様なレクリエーション需要に対応した拠点整備を進める。
- 荒川河川敷地内における花畑整備等を継続する。
- 駅前、商業地、住宅地等では、花を活用した修景・整備を進める。
- 市街地内を中心に、住区基幹公園*の整備を進める。
 - ・避難所空白地域を優先的に進める。
 - ・公園の整備が困難な場合は、生産緑地*等のオープンスペース*の活用を検討する。
- 公園・緑地等の高齢化した樹木については、樹勢回復業務等による保全や樹木を健全に保つための剪定、枯木の植替え等、適切な維持管理を実施する。



**** 市民検討会からの声 ****

緑の基本計画の策定にあたって、まちづくりに関する市民の声を反映していくために、地域住民で組織された「市民検討会」による検討を行いました。市民検討会には、市内在住や在勤の方など27名の方に参加いただき、「目指すべき将来のまちの姿」について提言いただきました。

市民検討会では、「住み続けたい」と思うまちの将来の姿をシナリオ風に作成していただくこととし、より具体的な議論をしやすいように「高齢者」、「主婦」、「会社員」、「自営業」、「学生」、「障がい者」の6つの属性を想定して、グループ別にワークショップ*手法を用い、各属性になりきって、参加された皆様が「こうあってほしい」と思うまちの姿を率直にとりまとめていただきました。

市民検討会では、様々な視点からの検討が行われました*が、そのうち、【公園・緑地の整備に関する課題】として、以下のような意見がまとめられました。

□ 市民に身近な「水と緑のネットワーク*」の形成

本市の市街化調整区域においては、市街化区域を包み込むように、農地や河川敷等の面的な水と緑の空間が広がっており、これが本市の魅力の1つとなっています。

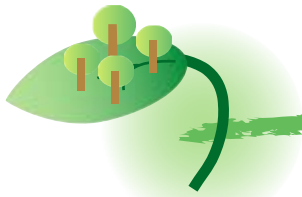
市街化区域においても、街区公園*等の小規模な公園と合わせて、生産緑地地区*が多く点在し、公共公益施設*においても豊かな緑が整備されています。

市民ニーズとしては、散策道や公園の整備等、身近に水や緑を感じられるようなまちづくりが求められています。

今後は、貴重な資源としての地域の水と緑のネットワーク*化を図り、より市民が水と緑を身近に感じることができるよう整備を進める必要があります。

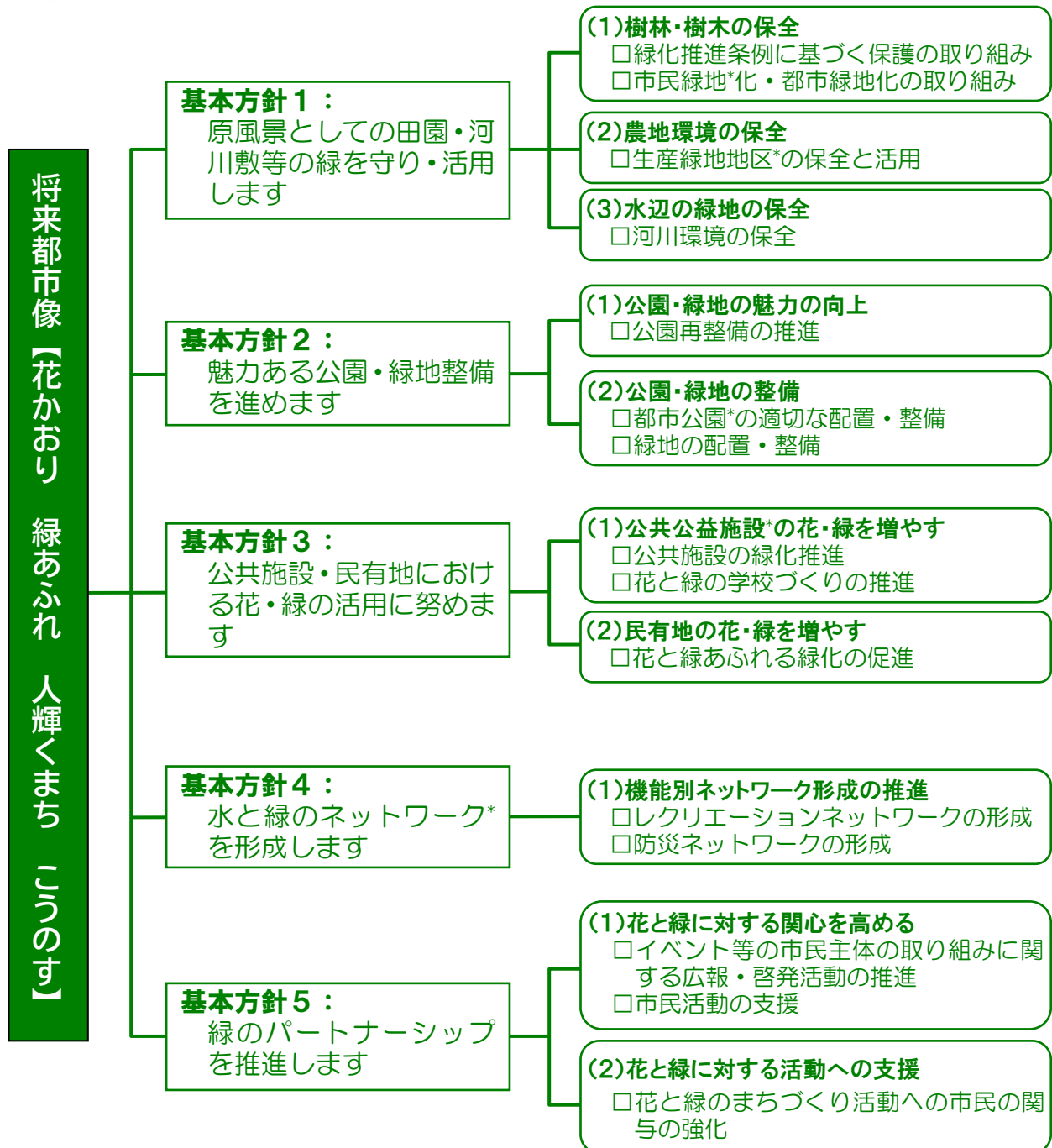
※市民検討会での詳しい検討内容は、緑の基本計画と同時に策定いたしました。

「鴻巣市都市計画マスタープラン」の第3章をご確認ください。



第4章 基本的な施策

1. 施策の体系





2. 基本的な施策

基本方針1：原風景としての田園・河川敷等の緑を守り・活用します

原風景としてまちの自然環境を特徴づける屋敷林、寺社林、農地、水辺の環境をその特性に応じて保全し、市民の暮らしに憩いとうるおいをもたらす緑として活用します。

1) 樹林・樹木の保全

緑化推進条例に基づく保護の取り組み

- 現在の緑化推進条例の適用地区・樹木について、今後も継続を図ります。また、適切な維持管理に努めます。
- 緑化推進条例の適用地区・樹木について、新たな指定拡大を図ります。



氷川神社（糠田地区）



愛宕神社（馬室地区）

市民緑地*化・都市緑地化の取り組み

- 市民への開放や利用が望ましいとされる一定規模以上の樹林地等のオープンスペース*は、地権者との協議・協力の下に市民緑地*として開放・活用に努めます。
- 市民緑地*等による樹林地の開放に際しては、市民が安心・安全に利用できるような整備・維持管理の体制づくりに努めます。
- 特に重要と認められる民有樹林地で、今後の民間による永続的な保全が困難と判断される場合には、都市緑地等による公有地化を検討します。



2) 農地環境の保全

生産緑地地区*の保全と活用

- 農業と融和した良好な都市環境形成を図るため、緑地機能を有すると認められる農地の保全を図ります。
- 将来的に緑地としての保存や活用が必要と判断される農地については、公園や市民農園、市民緑地*等への転換を図ります。
- 市街地内の農地の活用と保全に向けて、市報やホームページ等による広報活動を進めます。

3) 水辺の緑地の保全

河川環境の保全

- 荒川の河畔林や周辺の崖線緑地等、貴重な自然が残る河川環境の保全に向けて、水辺の緑地空間の永続的な保全を図ります。
- 市街地内を流れる元荒川を、水と緑のネットワーク*の軸として機能させるため、市民や埼玉県等と連携して水質改善に取り組むとともに、集中豪雨時の安全性を確保した上で水辺へのアクセス性を高め、市民が親しみやすい水辺として保全・活用を図ります。



斜面林（馬室地区）



元荒川（吹上本町・鎌塚地区）

市民検討会からヒトコト

まち中から歩いていけるくらいの場所に豊かな田畑や屋敷林、寺社林、水辺の林などが保全されていて、自然の豊かな街並や、四季折々の風景を楽しむことができる・・・

そんな将来の姿が提言されています。





基本方針2:魅力ある公園・緑地整備を進めます

歩いて行ける距離に、緑に囲まれた魅力的な公園・緑地を創出し、市民の健康で安全なくらしづくりを推進します。

1) 公園・緑地の魅力の向上

公園再整備の推進

□子どもの利用が多い地域や高齢者の利用が多い地域など、地域ごとの利用特性を踏まえて、公園の再整備を推進します。また、「花のまち こうのす」に相応しく、花壇の整備など、印象的な公園づくりを進めます。

□貴重な生態系等が生息している河畔林は、特徴的な自然環境を活かして、自然観察や動植物の生息・生育環境に配慮した緑地空間の整備を進めます。

□指定緊急避難所として指定されている公園については、安全性を確保するため、施設の耐震・不燃化、水害に対する強化等に努めます。

□公園内での犯罪防止に配慮した緑化や見通しのよい空間としての再整備を進めます。さらに、ユニバーサルデザイン*の視点から、誰もが心地よく快適に利用でき、憩いの場となる公園整備を進めます。



ハンノキ林（糠田地区）



荒川パノラマ公園（大芦地区）



竹林公園（郷地地区）



2) 公園・緑地の整備

都市公園*の適切な配置・整備

- 未整備、未完了の都市計画公園*について、整備を進めます。
- 吹上荒川総合運動公園*の整備を推進し、スポーツ・レクリエーション機能*の高い公園の整備を進めます。
- 身近な公園である街区公園*について、設置基準^{注5)}に対応した配置と整備を進めます。
- 生産緑地*等は将来の貴重な緑地・オープンスペース*の候補地として、対応方策を検討します。



上谷総合公園
(上谷地区)



川里中央公園 (関新田地区)



せせらぎ公園 (中央地区)

緑地の配置・整備

- ふるさと総合緑道*等の整備を推進し、連続性のある緑の創出に向けた整備を進めます。
- 交差点角地等の小規模なスペースを活かして、「花木」を利用した身近な緑化のスペース整備を進めます。



けやき通り公園 (東4丁目地区)



フラワー通り (市ノ縄地区)

注 5) 都市公園法施行令第2条1「街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25haを標準として定めること」



基本方針3:公共施設・民有地における花・緑の活用に努めます

市役所や公民館、学校等の公共施設、また、住宅地内や商業施設など、身近な民有地を地域の緑のシンボルとして位置付け、うるおいとやすらぎのある緑地空間として優先的に緑化を図ります。

1) 公共公益施設*の花・緑を増やす

公共施設の緑化推進

- 市役所、支所、公民館などの多くの市民が利用する公共施設の緑化を進めます。
- 多くの来訪者の利用が想定される駅前広場や観光施設周辺の道路等について、「花のまち こうのす」としてのイメージ向上を図るため、「花」を主体とした緑化整備を進めます。
- 既存道路の改修時には、コミュニティ道路*化等を図り、植栽帯等の確保に努めます。
- 主要幹線道路において、中低木を中心とした街路樹の整備を進め、市内に線的なつながりのある緑地空間の整備を進めます。



鴻巣駅東口駅前広場



花久の里（関新田地区）

花と緑の学校づくりの推進

- 花いっぱい運動を継続し、地域の方々の協力のもと、花と緑のあふれる学校づくりを進めます。
- 小中学校の総合的な学習時間等を活用し、環境学習の取り組みを推進します。特に、学校内や通学路における花壇づくりや維持管理、地域の農家の方々の協力をいただき、体験農業や樹林地の清掃活動など、体験をとおした環境学習の場の提供を図ります。



共和小学校（新井地区）



屈巣小学校（屈巣地区）



2) 民有地の花・緑を増やす

花と緑あふれる緑化の促進

- 大規模施設や戸建て住宅の新築、改築時の緑化指導を進めます。
- 面的整備が進められた住宅団地等を中心として、市民・事業者による緑地協定制度の促進及び緑地協定締結地区に対する業務支援を進めます。
- 沿道の民有地について、景観の向上とともに、地震発生時における地域の安全性向上にむけて、ブロック塀の生垣化を促進します。
- ヒートアイランド現象*の緩和に向けて、商業施設や住宅等の建築物の屋上緑化や壁面緑化の普及啓発を促進します。
- オープンガーデン等の民有地の花・緑に関する市民主体のイベントを継続するとともに、より広く市民の参加支援を図ります。



住宅地（生出塚・ひばり野地区）



生垣（生出塚・ひばり野地区）



緑のカーテン（市役所）



オープンガーデン（広田地区）

市民検討会からヒトコト

電車を降りると、駅前に緑や花が目に入り、鴻巣らしさを感じられてほっとする。住宅地にも花があふれていて、目を楽しませてくれる・・・

そんな将来の姿が提言されています。





基本方針4:水と緑のネットワーク*を形成します

河川等の水域と、公園・樹林地等の緑地空間を連続させ、レクリエーションや防災機能を持つ水と緑のネットワーク*を形成します。

1) 機能別ネットワーク形成の推進

レクリエーションネットワークの形成

- 地域の風景や散策を楽しめる遊歩道・散策路のネットワークを形成するため、市内全域を連絡するふろさと総合緑道*の整備を進めます。
- 広大な荒川の河川敷は、花や緑、遠方の山々が望める郷土景観を活用し、荒川沿いの公園のネットワークの整備を進めます。また、荒川は貴重な自然環境が残る場であることから、生物多様性の保全を図りつつ、休憩や環境学習の場の整備を進めます。
- 元荒川周辺は、市民が身近な水辺にふれあえる場として、親水性の高いネットワークの整備を進めます。



コスモス畑（大芦地区）



元荒川の桜並木（吹上本町・鎌塚地区）

市民検討会からヒトコト

木立の中を、ゆったり安心して散歩できる遊歩道が整備されていて、散歩に疲れたときには一休みできるベンチや雨やどりができるような施設もところどころにあるようなネットワークがむすばれている・・・

そんな将来の姿が提言されています。





防災ネットワークの形成

- 避難地としての役割を担う公園・緑地等を、広幅員な道路や街路樹のある道路、緑道等で連絡し、防災ネットワークの形成を進めます。
- 避難路としての役割を担う道路については、災害時に有効な、防火性の高い樹木による植栽帯の整備を進めます。



荒川左岸通線（氷川町）



あじさい公園（ひばり野地区）



北鴻巣駅東口



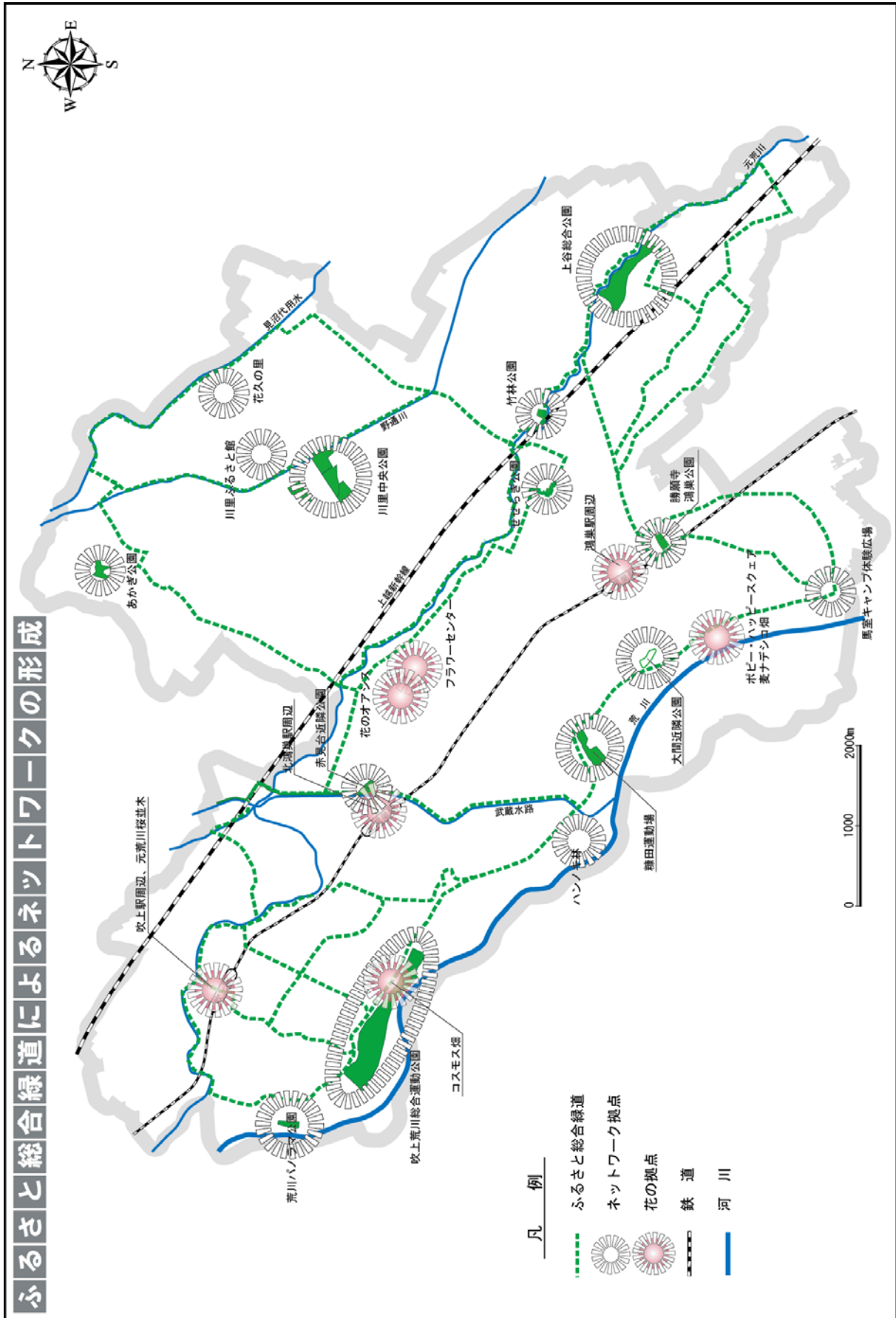
エルミパーク（本町1丁目地区）

市民検討会からヒトコト

すぐ近くに多目的広場としても使える避難所や、避難誘導の案内板が整備され、災害時にも安心して逃げる
ことができるなど、災害につよい
まちづくりが進められている・・・

そんな将来の姿が提言されています。







基本方針5:緑のパートナーシップを推進します

花と緑と水のまちづくりを推進するために、市民や事業者のパートナーシップのもとで緑を守り、育てる運動を積極的に行い、市民の緑化活動への支援の充実を推進します。

1) 花と緑に対する関心を高める

イベント等の市民主体の取り組みに関する広報・啓発活動の推進

□オープンガーデンやコスモスフェスティバル、ポピー・ハッピースクエア等の花や緑に関するイベントや取り組みについて、市報や各種パンフレット、ポスター等を発行し、啓発活動を進めます。

□緑の家庭募金活動を通じて、市民一人ひとりの緑化への意識向上を図ります。



コスモスフェスティバル(明用地区)



ポピー・ハッピースクエア(馬室地区)



さくらまつり(鴻巣公園)

市民活動の支援

□公園等の整備や改修、利用にあたり、市民が主体となって公園づくりの計画策定に参加するなど、利用者の意見を踏まえた公園づくりや公園利用のルールづくりを進めます。

□街区公園*等の身近な公園・緑地や沿道の花壇等の管理について、市民の創意工夫にもとづく維持管理活動ができる仕組みづくりを進めるとともに、市報やホームページ等での広報活動を進めます。

□市民が花や緑と触れ合えるウォーキング活動を一層促進するため、ウォーキングコースのマップ作成など、利用しやすいウォーキングコースの環境整備を進めます。

□小中学校の総合的な学習の時間を活用して、地域の花や緑について、市民と児童・生徒がともに学べる場づくりを進めます。



花のオアシス



花のオアシス 球根掘り



2) 花と緑に対する活動への支援

花と緑のまちづくり活動への市民の関与の強化

□花に関するイベント等について、市民が主体的に運営に関与できるように、市民ボランティアの育成を図るとともに、支援体制づくりを進めます。

□緑地の保全や維持管理等の活動に市民が自主的に関わることができるように、市民管理協定制度の取り組みを進めます。

□花や緑に関わる様々な団体（オープンガーデンや花のコミュニティ*づくり等）のネットワーク化を推進し、グループ間の情報交換や交流の機会を設けることにより、各団体活動の相乗効果を生み出し、活性化を図ります。



花のオアシス



花のオアシス（植栽）



すみれ野中央公園



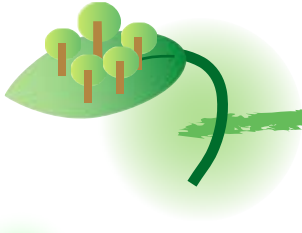
北鴻巣駅西口駅前広場（植栽）

市民検討会からヒトコト

花を活かしたまちづくりが進められていて、荒川の河川敷のお花畑も手入れが行き届いていて気持ちがいい。季節毎に市民独自の花のイベントが開催されているので楽しみにしている・・・

そんな将来の姿が提言されています。





第5章 緑化重点地区

1. 緑化重点地区

1) 緑化重点地区の概要と目的

緑化重点地区とは、都市緑地法の第4条第2項第七号の規定に基づき定められる「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」の略称です。

本計画の目標を先導的に具体化するために、一定の地区を設定し、優先的・集中的に緑化事業を行うことで、緑化推進のモデル地区として、他の地区への波及効果を期待し、緑化重点地区を指定します。

市が緑化重点地区を指定することのメリットとしては、以下があげられます。

- 指定地区内で集中的に緑化事業を行うことで、「花と緑と水のまちづくり」をモデル的に具体化できます。
- 指定地区内の具体化を図ることで、「花と緑と水のまちづくり」の骨格となる緑地が整備され、まちづくりの具体化の基礎が確保できます。
- 緑化重点地区で先行的に具体化し、目に見える形にしていくことで、他地区での緑化意識や機運の高まり等の波及効果が期待できます。



2) 緑化重点地区設定の基本的な考え方

緑化重点地区の設定にあたっては、本市の骨格・核となる地区を重点的に選定します。

さらに複合的な施策等を組み合わせて実施することによる緑の質の向上や、公共・民間による協働*の取り組みによる新たな緑の創造の可能性を考慮することとし、以下の視点から、良好な都市環境形成に向けて緑化を推進する必要性が高い区域を選定するものとします。

- 駅前等市のシンボルや拠点、骨格を形成する地区
- 避難地の面積が充分でないなど、防災上の課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化の必要性が特に高い地区
- 緑化の推進の市民意識が高い地区
- 緑地協定の締結促進等により、良好な住宅地の形成を促進する地区
- 都市公園*を核として、市民の憩いの場の創出を推進する地区



3) 緑化重点地区の設定

設定条件に当てはまる地区として、以下の地区を緑化重点地区として設定し、それぞれの地区別の整備方針を以下に示します。

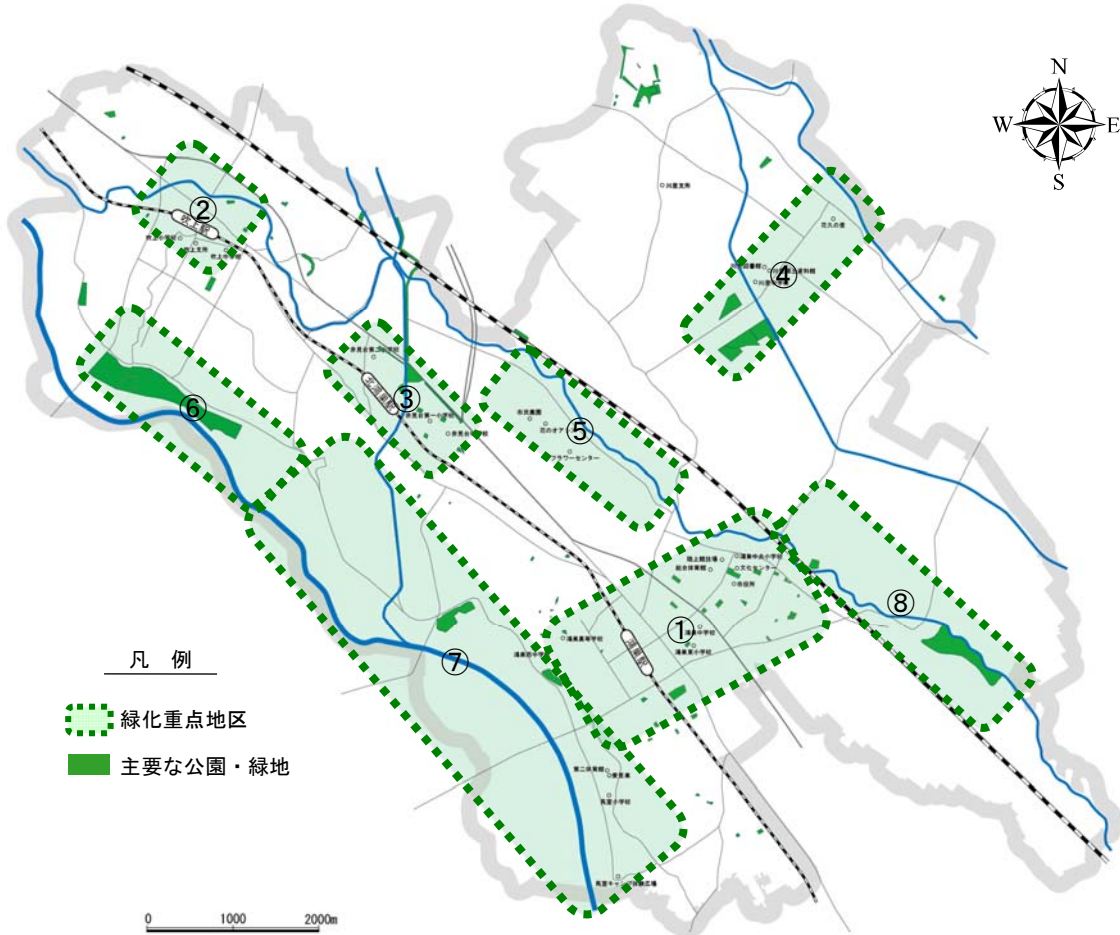


図5-1 緑化重点地区位置図

- ① 鴻巣中心拠点地区
- ② 吹上副次拠点地区
- ③ 北鴻巣地域拠点地区
- ④ 川里地域拠点地区
- ⑤ 花の交流拠点地区
- ⑥ 荒川スポーツ・レクリエーション拠点地区
- ⑦ 荒川自然・レクリエーション拠点地区
- ⑧ 元荒川スポーツ・レクリエーション拠点地区



2. 緑化重点地区別整備方針

① 鴻巣中心拠点地区

■ 選定理由

- 市のシンボルや拠点、骨格を形成する地区
- 緑化推進の市民意識が高い地区
- 緑地協定の締結促進等により、良好な住宅地の形成を促進する地区

■ 整備方針

このすの玄関口に相応しい花と緑の印象的な地区づくりを進めます。

- 鴻巣駅東口・西口駅前広場に、花の拠点となる花広場の整備を進めます。特にバス停周辺や駅改札からバス停までの動線など、人通りの多い区域に配慮してプランターの設置等を進めます。
- 鴻巣駅東口駅前から免許センターを結ぶ通りや、中山道等のメインとなる通りを中心に、植樹柵やプランター等を活用した「花」の植栽を進めます。
- 総合体育館、市役所の壁面緑化等、公共施設の緑化を進めます。
- 市役所周辺の空き地や交差点の角地等を利用し、花を中心としたポケットパークの整備を進めます。
- ふるさと総合緑道*の整備を推進し、ネットワーク形成を進めます。
- 市街地内の街区公園*整備を進めます。
- 地区内の各学校において花いっぱい運動を進めます。
- 住宅地での緑地協定の締結を促進します。
- 生垣緑化を促進します。
- 市街地内の街路樹や花壇等の管理について、市民協働*管理を進めます。



将来像図

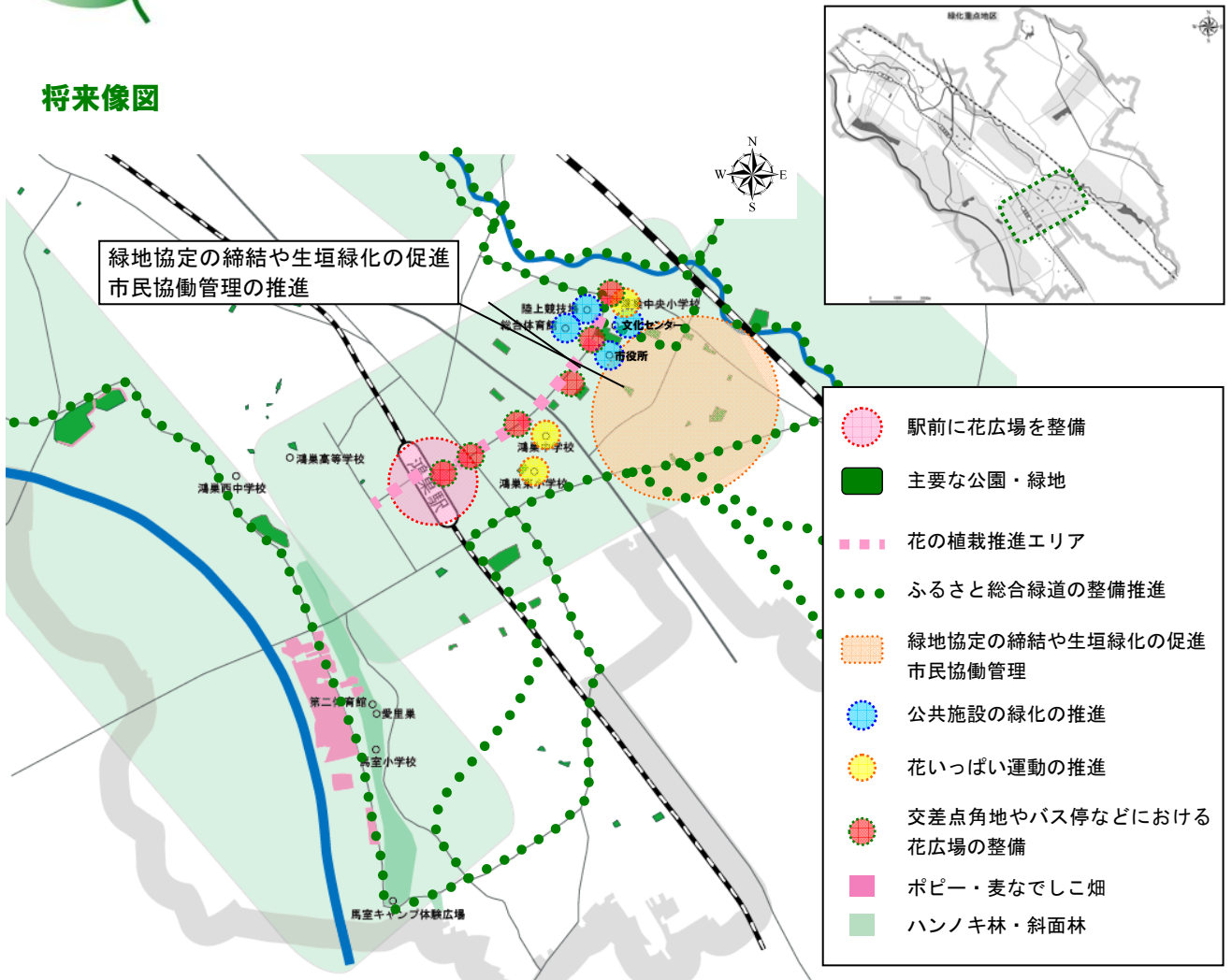


図5-2 将来像図(鴻巣中心拠点地区)



鴻巣駅東口駅前広場



勝願寺の桜



花の植栽推進エリア(中央地内)



せせらぎ公園



② 吹上副次拠点地区

■ 選定理由

- 市のシンボルや拠点、骨格を形成する地区
- 元荒川を中心とした、水と緑のネットワーク*の形成を推進する地区

■ 整備方針

水と花のつながりのある地区づくりを進めます。

- 吹上駅北口・南口駅前広場に、花の拠点となる花広場の整備を進めます。
- 吹上駅北口駅前から元荒川を結ぶ軸を中心に、植樹柵やプランター等を活用した植栽を進めます。
- 元荒川の桜並木の保全と、遊歩道の活用に向けた情報発信等を進めます。
- ふるさと総合緑道*の整備を推進し、ネットワーク形成を進めます。
- 市街地内の街区公園*整備を進めます。
- 生産緑地*・市民緑地*の保全を図ります。
- 公共施設における緑化を進めます。
- 地区内の各学校において花いっぱい運動を進めます。
- 寺社林等の保護・保全を図ります。
- 生垣緑化を促進します。
- 市街地内の街路樹や花壇等の管理について、市民協働*管理を進めます。



将来像図

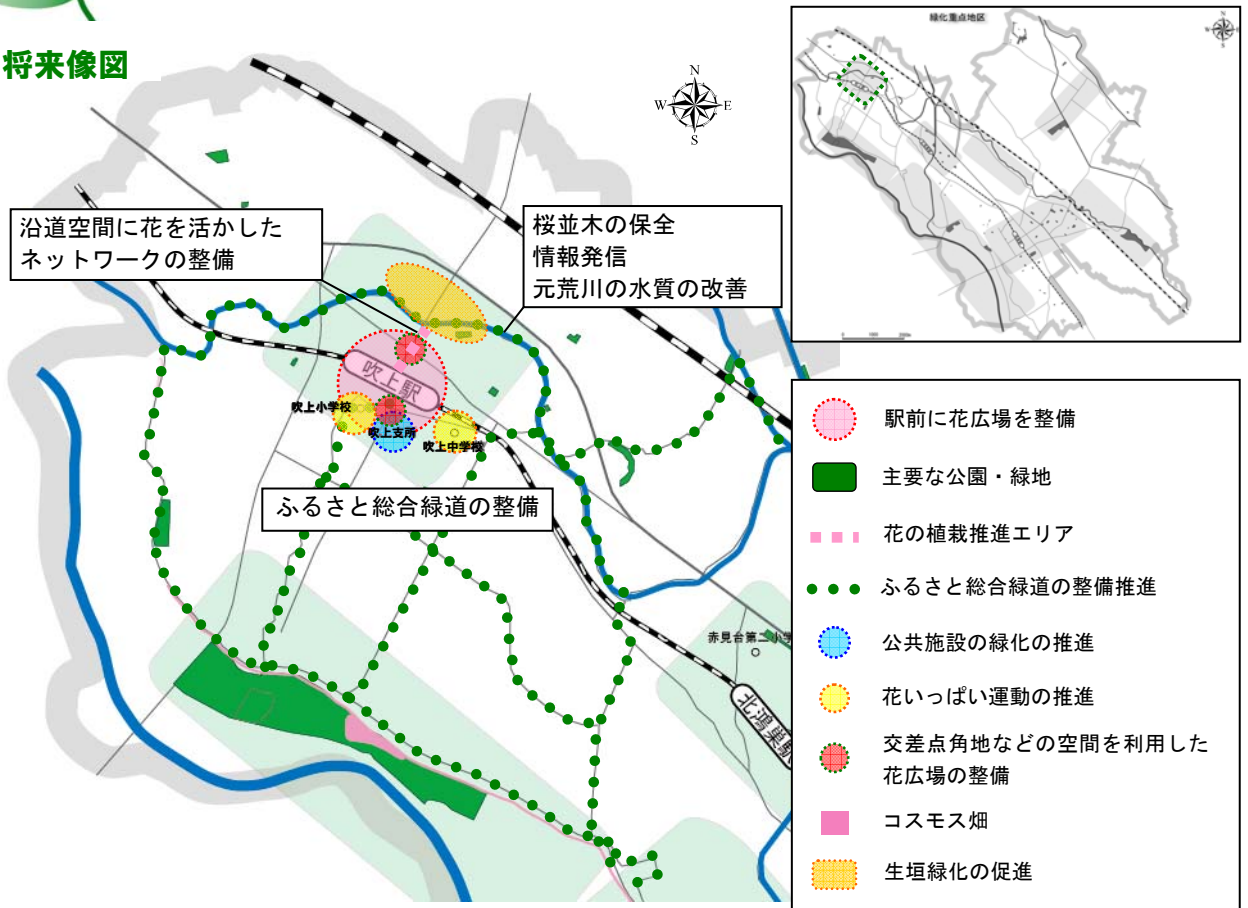


図5-3 将来像図(吹上副次拠点地区)



元荒川の桜



本町せせらぎ公園



吹上駅北口駅前広場



吹上駅南口



③ 北鴻巣地域拠点地区

■選定理由

- 市のシンボルや拠点、骨格を形成する地区
- 緑化推進の市民意識が高い地区
- 緑地協定の締結促進等により、良好な住宅地の形成を促進する地区

■整備方針

このすの地域核として、花と緑豊かな住宅環境の整備を進めます。

- 北鴻巣駅東口・西口駅前広場に、花の拠点となる花広場の整備を進めます。
- 市街地内の街区公園*整備を進めます。
- さきたま緑道と連携してふるさと総合緑道*の整備を推進し、ネットワーク形成を進めます。
- 住宅地での緑地協定の締結を促進します。
- 地区内の各学校において花いっぱい運動を進めます。
- 生垣緑化を促進します。
- 市街地内の街路樹や花壇等の管理について、市民協働*管理を進めます。

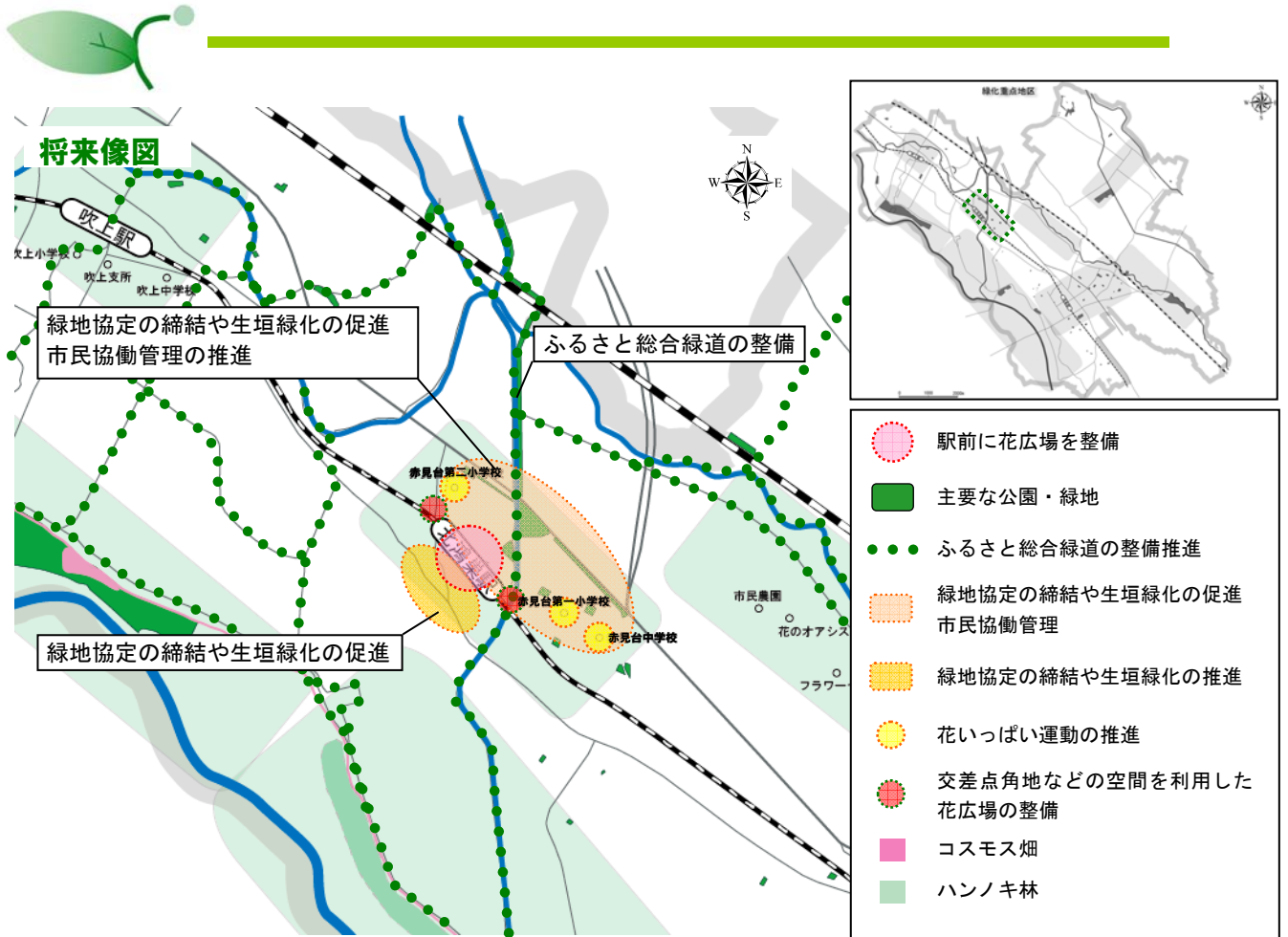


図5-4 将来像図(北鴻巣地域拠点地区)



北鴻巣駅東口駅前広場



北鴻巣駅東口周辺



北鴻巣駅西口すみれ野中央公園



北鴻巣駅西口駅前広場



赤見台低層住宅地



赤見台中層住宅地



④ 川里地域拠点地区

■ 選定理由

□都市公園*を核として、市民の憩いの場の創出を推進する地区

■ 整備方針

地区の核となる公共施設群を活かした花と緑の拠点づくりを進めます。

□川里中央公園の整備を進めます。

□川里中央公園と川里中央多目的広場を「緑」の拠点とし、緑の充実を進めます。

□花久の里を「花」の拠点とし、花いっぱいの空間づくりを進めます。

□野通川・見沼代用水路沿いの遊歩道・散策路の整備を推進し、ネットワークの形成を進めます。

□郷土資料館や図書館等の公共施設を中心として、緑化を進めます。

□地区内の各学校において花いっぱい運動を進めます。



将来像図

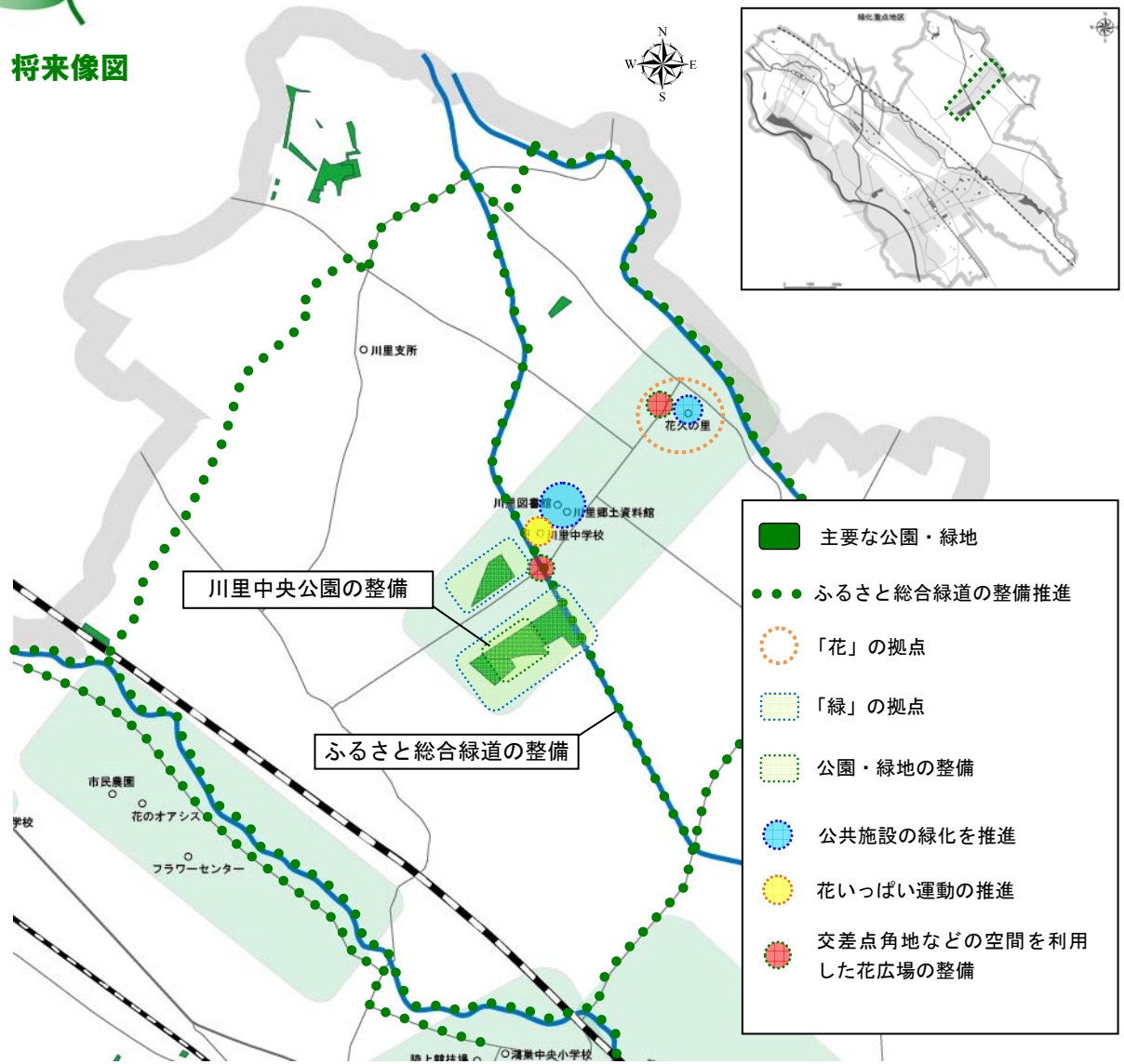


図5-5 将来像図(川里地域拠点地区)



川里中央公園整備予定地



花久の里(入口周辺)



川里ふるさと館



川里中央公園



⑤ 花の交流拠点地区

■ 選定理由

□市のシンボルや拠点、骨格を形成する地区

■ 整備方針

花のまち こうのすの拠点として、花の印象的な整備・活用を進めます。

□フラワーセンターにおいて「花」を中心とした緑化を図ります。

□フラワーセンターに近接した位置に、来訪者の休憩所となる空間の整備を進めます。

□ふるさと総合緑道*に位置付けたフラワー通りを「花いっぱいの道路空間」として整備を進めます。

□ふるさと総合緑道*として、元荒川沿いの遊歩道・散策道の整備を推進し、ネットワークの形成を進めます。

□花のオアシス周辺において、案内標識等による積極的な情報発信を進めます。

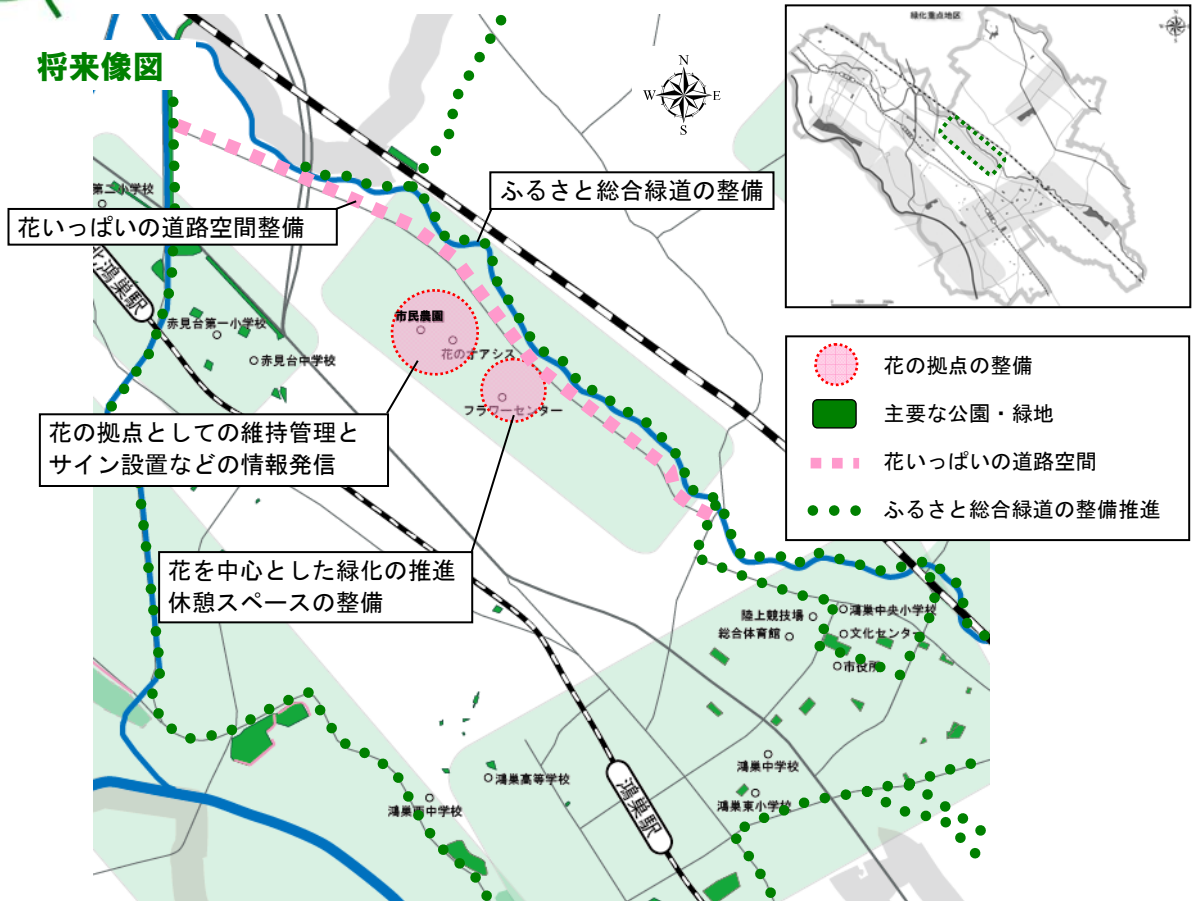


図5-6 将来像図(花の交流拠点地区)



市民農園



花のオアシス



フラワーセンター



花いっぱいの道路空間のイメージ



⑥ 荒川スポーツ・レクリエーション拠点地区

■選定理由

□吹上荒川総合運動公園*を核として、スポーツ・レクリエーションの拠点となる地区

■整備方針

スポーツ・レクリエーションの核となる緑地空間整備を進めます。

□吹上荒川総合運動公園の整備を進めます。

□荒川沿いの遊歩道・散策道の整備拡充や休憩所等の設置を進めます。

□ふるさと総合緑道*の整備を推進し、ネットワーク形成を進めます。

□河川敷を活用した花畑の整備拡充を図るとともに、維持管理やイベントの開催等は市民との協働*による実施を図ります。



⑦ 荒川自然・レクリエーション拠点地区

■選定理由

- 市のシンボルや拠点、骨格を形成する地区
- 避難地の面積が充分でないなど、防災上の課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化の必要性が特に高い地区
- 都市公園*を核として、市民の憩いの場の創出を推進する地区

■整備方針

市原風景としての河川景観をまもり、育てます。

- 大間近隣公園*の整備を進めます。
- 荒川沿いの遊歩道・散策道の整備拡充・休憩所等の設置を進めます。
- ふるさと総合緑道*の整備を推進し、ネットワーク形成を進めます。
- ハンノキ林等の自然環境を活用した環境学習の場の整備を進めます。
- 北本市から連続する貴重な高木群である崖線緑地の保全を図ります。
- 地区内の各学校において花いっぱい運動を進めます。
- 馬室キャンプ体験広場を活用した体験型環境学習の場の整備・拡充を進めます。
- 河川敷を活用した花畑の整備拡充を図るとともに、維持管理やイベントの開催等は市民との協働*による実施を図ります。



将来像図

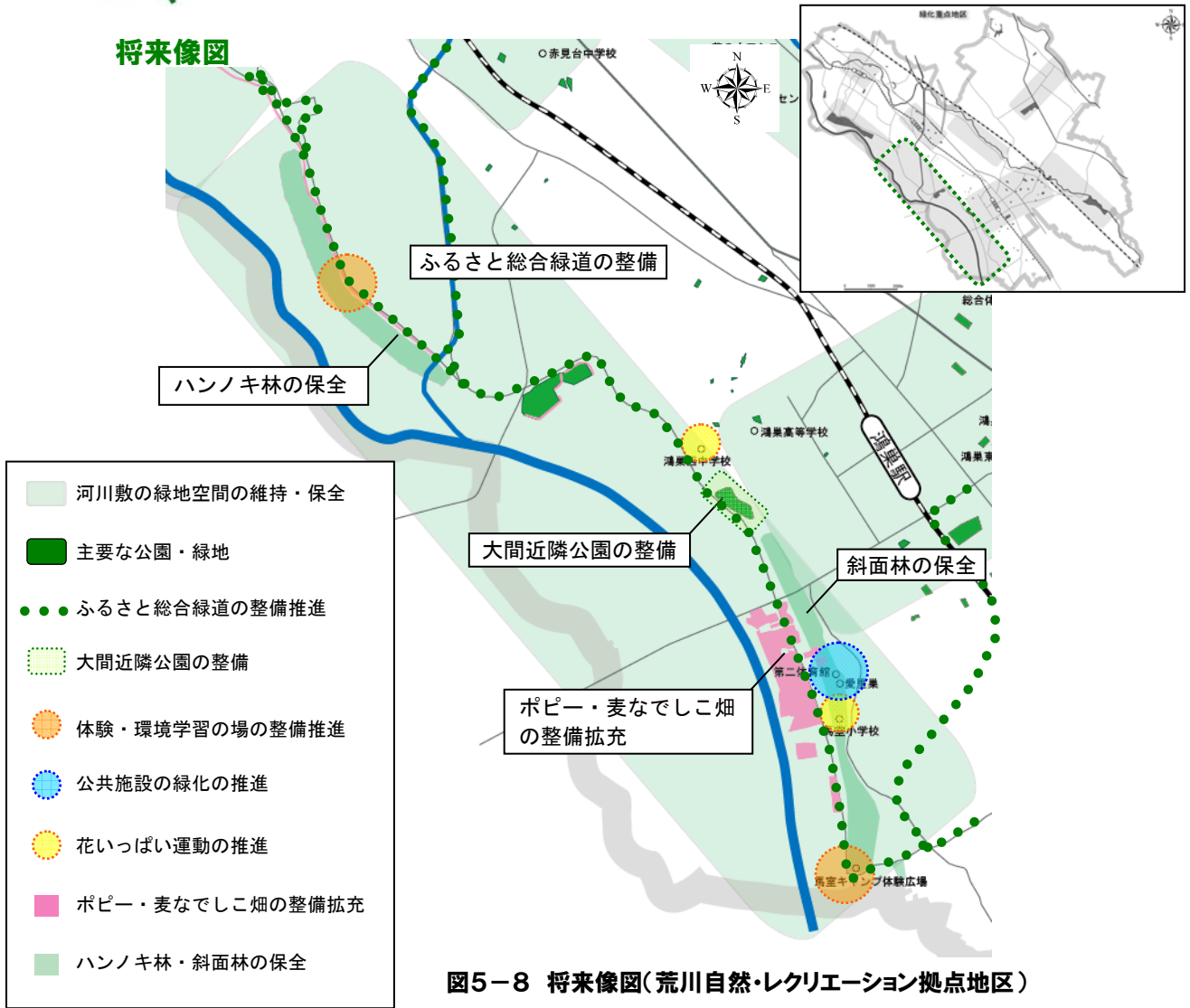


図5-8 将来像図(荒川自然・レクリエーション拠点地区)



麦なでしこ畑



ポピー畑



ハンノキ林



糠田運動場周辺



馬室キャンプ体験広場



斜面林



⑧元荒川スポーツ・レクリエーション拠点地区

■選定理由

□上谷総合公園*を核として、スポーツ・レクリエーションの拠点となる地区

■整備方針

元荒川の流れを活かし、充実した花と緑と水の空間の創出を進めます。

- 上谷総合公園及びその周辺において、花と緑の充実を進めます。
- ふるさと総合緑道*の整備を進め、ネットワーク形成を進めます。
- 元荒川の流れを活用して、市民が水と触れ合える空間づくりを進めます。
- 花や緑の維持管理等について、市民との協働*による実施を図ります。
- 地区内の各学校において花いっぱい運動を進めます。

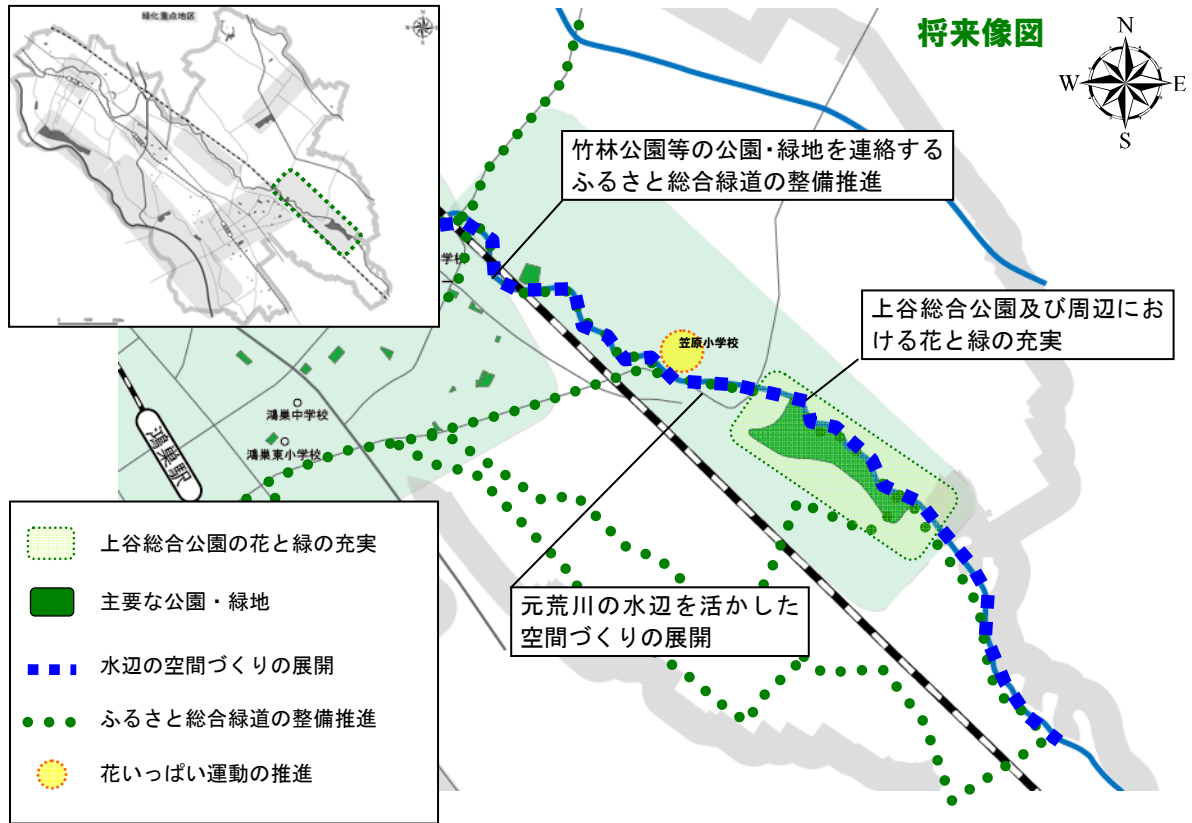


図5-9 将来像図(元荒川スポーツ・レクリエーション拠点地区)



上谷総合公園



上谷総合公園



竹林公園



元荒川



中学生の声

大人になった時、住み続けたいと思うまちの姿

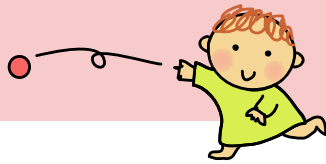
緑の基本計画の策定にあたって、まちの将来の担い手である中学生の方々の意向を反映していくために、「大人になった時、住み続けたいと思うまちの姿」をテーマとして、市内の中学校 8 校から意見を募集しました。*

様々な意見が提案されましたが、緑の基本計画に関連する意見としては、以下のようなものがありました。



公園

- 子どもが楽しく遊んでいる。
- ボール遊びができ、子どもたちが活発に遊んでいる。
- アスレチックや芝生広場など自然のものだけを使った公園などで、子どもが野生児のようになって遊んでいる。
- 森林公園など広い憩いの場がある。

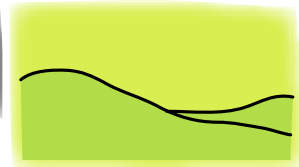


花を使ったまちづくりへの取り組み

- 地域住民が参加して、家や公共施設、道路等に花を植える活動が行われているなど、花を使ったまちづくりが行われている。

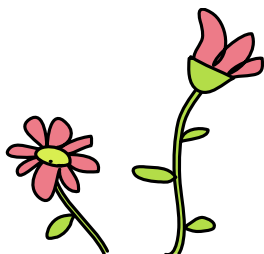
生活環境

- 木や花が多く、自然に囲まれている。
- 月や星がよく見える。



自然環境

- 川がきれいで、樹木が多く、魚や虫、鳥が共存することができている。

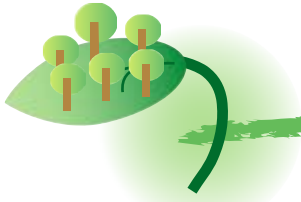


道路

- 大きな道路は地下を通行するようになっており、上部空間は公園や森林となっている。

※「中学生の声」の詳しい内容は、緑の基本計画と同時に策定いたしました。

「鴻巣市都市計画マスタープラン」の第3章をご確認ください。



第6章 実現化の方針

1. 実現化に向けた推進体制の確立

「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」を実現していく上では、市民・事業者・行政のまちづくりに関わる様々な主体が、それぞれ「花と緑と水」の重要性を認識し、パートナーシップを構築し、協働*で取り組んでいくことが重要です。

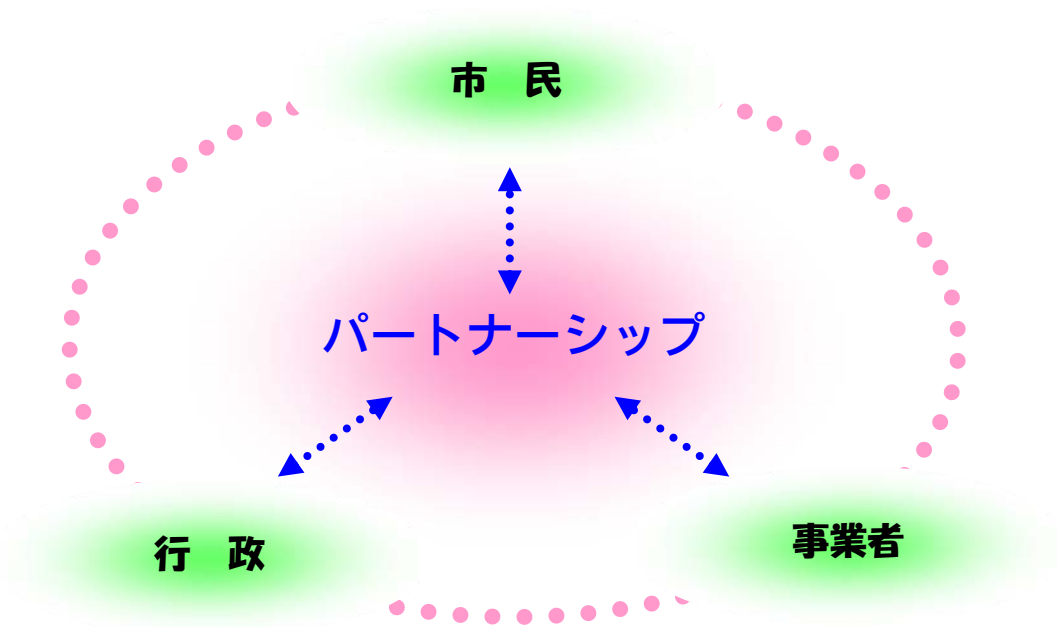


図6-1 推進体制の概念図



2. 市民・事業者・行政の役割分担

具体的な施策の実践においては、各主体が、それぞれ自らの役割を認識し、主体的に活動できる体制づくりが重要であることから、それぞれの役割を以下のとおりとします。

1) 市民の役割

市民は、「花と緑と水のまちづくり」を進める上での主役であり、市民の主体的な活動が重要です。そのためには、市民一人ひとりが緑の保全や緑づくりを自分自身の問題と認識した上で、身近な所から積極的に活動に参加できる環境づくりが重要であることから、市民の役割を以下のように設定します。

- 緑の大切さを学び、身近な花と緑と水環境を守り育てます。
- 宅地（庭・ベランダ・屋上等）の緑化に努めます。
- 地域の緑のまちづくり活動や市及び花事業者の実施する花のある生活を促進する取り組みに参加・協力するよう努めます。

2) 事業者の役割

事業所の敷地は、比較的大規模な面積であることが多く、地域にとって重要な緑地要素です。また、景観形成上でも重要な要素でもあることを認識し、まちづくりの一員として参加していくことが求められることから、事業者の役割を以下のように設定します。

- 花を活かした緑化活動や、建物の屋上緑化や壁面緑化、生垣の設置等の緑化に努めます。また、花のある心豊かな市民生活を促進するための取り組みに努めます。
- 重要な景観形成要素として、緑豊かな景観拠点づくりに努めます。
- 地域の緑のまちづくり活動に積極的に参加します。

3) 行政の役割

緑の保全や緑のまちづくりを推進する上で、市民・事業者の意向を把握し、各種の施策を実施していくことが求められています。また、市民・事業者が緑のまちづくりに自主的・主体的に参加しやすい環境を整え、緑の保全・緑化活動を支援していくことが必要であることから、行政の役割を以下のように設定します。

- 市民や事業者が行う緑化活動を支援する環境づくりを進めます。
- 公園や道路等の整備を進め、緑化を進めます。
- 緑の保全や緑化推進に寄与する制度や財源確保に努めます。
- 多様な活動・取り組みの広報活動等を充実し、鴻巣市の花にふれあう習慣の醸成や計画の普及・啓発に努めます。

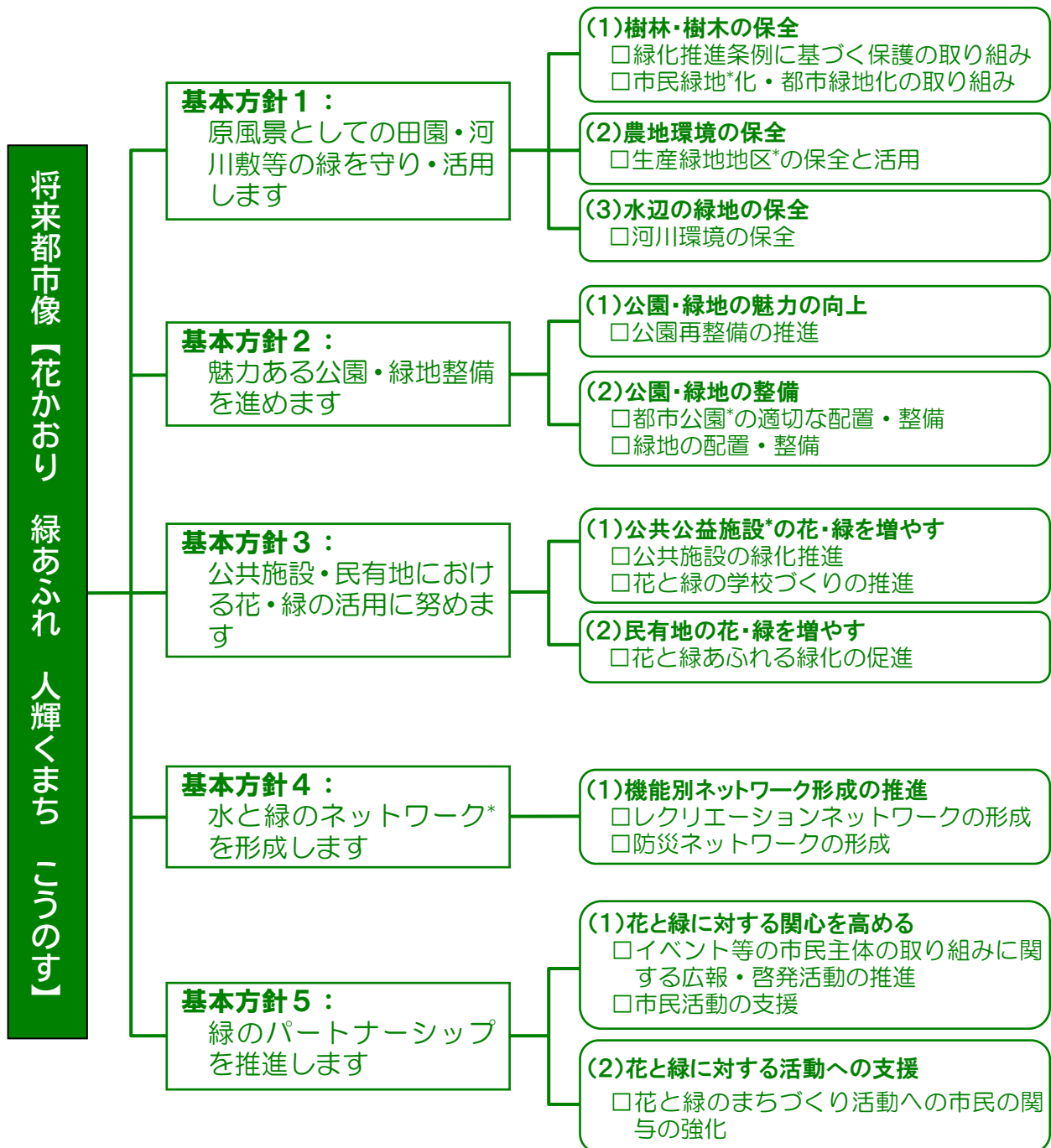


3. 計画の推進に向けて

1) アクションプランの策定に向けて

本計画で示した将来都市像の実現に向けて、長期的な視点から段階的に取り組んでいくことが必要です。そのためにはアクションプランの策定が有効です。

ここでは、アクションプランの策定に向けて、以下の施策について、短期的（概ね5年以内）・中期的（5～10年）・長期的（10年以上）の各段階で、どのような取り組みを行うかについて整理します。





2) アクションプラン策定に向けた整理

表6-1 アクションプラン作成に向けた取り組み

施策	取り組みの目標年次		
	短期 (概ね5年)	中期 (5~10年)	長期 (10年以上)
基本方針1：原風景としての田園・河川敷等の緑を守り・活用します			
<input type="checkbox"/> 緑化推進条例に基づく保護の取り組み	●	●	●
<input type="checkbox"/> 市民緑地化・都市緑地化の取り組み	●	●	●
<input type="checkbox"/> 生産緑地地区の保全と活用	●	●	●
<input type="checkbox"/> 河川環境の保全	●	●	●
基本方針2：魅力ある公園・緑地整備を進めます			
<input type="checkbox"/> 公園再整備の推進	●	●	●
<input type="checkbox"/> 都市公園の適切な配置・整備	●	●	●
<input type="checkbox"/> 緑地の配置・整備	●	●	●
基本方針3：公共施設・民有地における花・緑の活用に努めます			
<input type="checkbox"/> 公共施設の緑化推進	●	●	●
<input type="checkbox"/> 花と緑の学校づくりの推進	●	●	●
<input type="checkbox"/> 民有地で花と緑あふれる緑化の促進	●	●	●
本方針4：水と緑のネットワークを形成します			
<input type="checkbox"/> レクリエーションネットワークの形成	●	●	●
<input type="checkbox"/> 防災ネットワークの形成	●	●	●
基本方針5：緑のパートナーシップを推進します			
<input type="checkbox"/> イベント等の市民主体の取り組みに関する 広報・啓発活動の推進	●	●	●
<input type="checkbox"/> 市民活動の支援	●	●	●
<input type="checkbox"/> 花と緑のまちづくり活動への市民の関与の強化	●	●	●

凡 例

- ステップ1：施策を実施しているが、更なる発展的展開への追加検討が必要とされる段階
- ステップ2：実施中の施策を継続し、拡充を図る段階
- ステップ3：施策の成熟期にあたり、事業評価、見直しを行う段階

■ 用語集 ■

本文中にて「*」の印が付いている語句について、以下のとおり、五十音順にその解説を記載しております。

あ行

○アダプト制度

英語で「養子縁組をする」といった意味合いがあり、公共財を地域で引き受ける（養子にする）など、市民と行政との合意に基づいて、協働で管理していく制度のこと。

○運動公園

市町村全域の人々が、運動に利用することを目的とした公園。

○オープンスペース

都市における、建物などがない空いた空間。ゆとり空間。

か行

○街区公園

主に子どもやお年寄が利用する、おおむね町内単位で整備される公園。

○協働

複数の主体が、それぞれの得意分野や特徴を活かし、お互いの役割や責任を明確にしなから、共通の目標達成に向けてともに力を合わせて活動すること。

○近隣公園

日常的な屋外レクリエーション活動などに利用する、概ね住区単位で整備される公園。

○公共公益施設

道路や広場、学校、市役所、病院、集会所などのこと。

○コミュニティ

地域社会やある共通の意識によりつながっているまとまり。

○コミュニティ道路

歩行者の安全性や快適性に配慮した道。

さ行

○市民緑地

都市緑地法第55条により定められる制度で、地域の人々が利用できる公開された緑地。

○斜面林

斜面にある樹林のこと。都市部ではまとまった樹林が少ない場合が多く、開発されずに斜面に残った樹林は、貴重とされている。

○住区基幹公園

主に徒歩圏内に配置され、住民の日常的な利用を目的とする生活に密着した比較的小規模な公園で、街区公園・近隣公園・地区公園が含まれる。

○生産緑地

農林漁業との調和を図ることを主目的として、生産緑地地区制度により指定される農地などの土地や森林のこと。

○生産緑地地区

市街地内の農地を保全することにより、良好な都市環境の形成を図る区域。

○総合公園

市全域に住む人々の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園。

た行

○都市公園

国又は地方公共団体が設置する都市計画公園及び地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園又は緑地のこと。

○都市計画公園

都市計画法により定められた公園、緑地及び墓園のこと。

な行

—

は行

○ビオトープ

ドイツ語で生き物（Bios）の棲む場所（Topos）という意味で、本来は自然環境そのものであるが、都市部などで再構成された自然環境などを含む。

○ヒートアイランド現象

都市部の気温が、その周辺に比べて高温を示す現象のこと。

○ふるさと総合緑道

市内の主要な公園緑地や代表的な郷土景観地区、歴史文化施設及び主要な公共施設などを相互に連絡し、花と緑と水とのふれあいを通じて、郷土意識を育む散歩道のこと。

○歩行者ネットワーク

歩行者が安全、快適に移動できるように、相互に連絡して整備した歩道や遊歩道網などのこと。

ま行

○水と緑のネットワーク

河川・水路等や緑道・幹線道路の街路樹等が相互にむすびつき、水や緑を感じ、ふれあいながら移動できる空間のこと。

や行

○ユニバーサルデザイン

すべての人が快適に利用できるよう製品や環境などを設計すること。高齢者や障がい者にやさしい形や機能はだれにもやさしいものとなることを前提に、普遍性を強調した概念。

ら行

○レクリエーション機能

仕事や勉強などの疲れを、休憩や娯楽によって精神的・肉体的に回復する役割のこと。

わ行

○ワークショップ

もともとは「作業場」「工房」などの意味を持つ言葉で、参加者自身が特定のテーマについてアイデアを出し合い、意見交換を行う中で相互理解を図り、意見のとりまとめを行う集会のこと。

鴻巣市 緑の基本計画

平成 21 年 3 月 策定

平成 29 年 3 月 改訂

発行 鴻巣市都市整備部都市計画課

電話 048-541-1321 (代表)

